

平成28年度～37年度

# 第4次八潮市男女共同参画プラン

～誰もが自分らしく、輝いて暮らせるまちをめざして～

八潮市



## はじめに

本市では、平成15年12月に制定した「八潮市男女共同参画基本条例」に基づいて、さまざまな男女共同参画に関する施策を推進してまいりました。

その結果、政策・方針決定過程の場である行政委員会や審議会等において、女性委員の割合が増加するなど、着実に成果を挙げております。

しかしながら、少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少する中で、女性の一層の社会参画が求められるなど、近年の女性をとりまく環境は大きく変化し、取り組むべき課題も増加しています。

このようなことから、「第4次八潮市男女共同参画プラン」では、性別、年齢、障がい、国籍などの違いにとらわれることなく「誰もが自分らしく、輝いて暮らせるまちをめざして」をスローガンに掲げ、4つの基本目標と13の施策の方向、31の具体的取り組みを定め内容の充実を図りました。

また、新たな取り組みとして、政策・方針決定過程の場への男女共同参画の促進を図るための女性管理職割合など数値目標の設定や、平成27年8月、国が制定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を推進するため「女性の職業生活における活躍の推進（八潮市女性活躍推進計画）」を定めるとともに、「配偶者からの暴力の防止（配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画）」には、LGBTの方や男性相談者への支援の方向性を追加しました。

今後は、「第4次八潮市男女共同参画プラン」に基づき、本市の男女共同参画を推進してまいりますので、市民の皆様には一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました八潮市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見やご提案をお寄せくださった市民の皆様には心からお礼申し上げます。

平成28年4月

八潮市長 大山 忍



## ◇ 目 次 ◇

### 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨と背景	3
2	計画の位置づけ	9
3	計画の期間	10
4	計画策定の方法	10

### 第2章 八潮市の現況と課題

1	八潮市の現状	13
2	アンケート調査結果からみた現況	20
3	市民ワークショップからみた現況と課題	24

### 第3章 八潮市のめざす男女共同参画社会

1	計画の基本理念	31
2	計画の基本目標	32
3	計画の展開	34

### 第4章 基本計画

◇	施策の体系	36
1	基本目標1 あらゆる分野における男女共同参画の実現	39
2	基本目標2 安全・安心な地域社会の実現	45
3	基本目標3 男女平等・男女共同参画の意識づくり	51
4	基本目標4 いきいきと暮らせる基盤づくり	61
◇	重点項目・新規項目	72
◇	数値目標一覧	74

## 第5章 計画の推進と進行管理

1	計画の推進体制	77
2	計画の進行管理	78

### 資料編

資料1	計画策定の過程	81
資料2	男女共同参画審議会委員名簿	82
資料3	第4次八潮市男女共同参画プラン市民策定委員名簿	82
資料4	男女共同参画庁内推進会議委員名簿	83
資料5	男女共同参画プラン推進庁内連絡会議委員名簿	84
資料6	諮問及び答申	85
資料7	男女共同参画社会基本法	86
資料8	八潮市男女共同参画推進条例	89
資料9	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）	92
資料10	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	96
資料11	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	103
資料12	用語の説明	108



第

1

章

---

## 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨と背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の方法



## 1 計画策定の趣旨と背景

### 計画策定の趣旨

本市では、平成5（1993）年に『八潮市男女平等計画』を策定して以来、社会の状況変化に伴い、国や県の動向を勘案し将来を見据えながら、平成15（2003）年に、「八潮市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、自分らしく能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する施策を進めてきました。

しかしながら、男女共同参画の意識は十分に浸透しているとは言えず、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識は、依然として残されています。

さらに共働き世帯の増加により、育児や介護への男性の参画や地域活動を両立するための環境の整備など、さまざまな場面において取り組むべき多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、これまでの取り組みを長期的な観点から見つめ直し、改善すべき課題や新たに取り組む課題や男女共同参画に関係する新たな法律へ対応するために、平成27年度で期間満了を迎える『第3次八潮市男女共同参画プラン（改訂版）』に代わり、男女の人権が尊重された住みやすい男女共同参画社会の実現に向け、新たな計画として平成28年度から取り組む『第4次八潮市男女共同参画プラン』を策定しました。



## 国際的な背景

女性を取り巻く社会的環境は、戦後の国際的な動きと深く関わってきました。その本格的な歩みは昭和 50（1975）年までさかのぼります。

この年は「国際婦人年」と定められ、メキシコ・シティで「国際婦人年世界会議」が開催され、女性の地位向上をめざして「世界行動計画」が採択されました。

同年の国連総会で、「平等・発展・平和」を目標に掲げ、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までを「国連婦人の 10 年」とすることが宣言されると、国連による「女子差別撤廃条約」（昭和 54〔1979〕年）の採択、国際労働機関（ILO）による第 156 号条例「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（昭和 56〔1981〕年）の採択など男女共同参画社会に必要な国際的な基盤が急速に整備されました。

「国連婦人の 10 年」の最終年にあたる昭和 60（1985）年には、ナイロビで「『国連女性の十年』ナイロビ世界会議」が開催され、西暦 2000 年に向けてさらなる女性の地位向上に取り組むべく、取り組みのガイドラインとなる「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成 7（1995）年には、北京で第 4 回世界女性会議が開かれ、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、女性のエンパワーメントにおける 12 の重大問題領域について政府等が取るべき行動指針が示され、各国政府に平成 8（1996）年末までに国内行動計画を整備することが求められました。

平成 12（2000）年にニューヨークで開かれた国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。その後も北京での世界会議から 5 年の節目ごとに、「北京宣言」及び「行動綱領」の再確認が行われています。

また、女性のエンパワーメントに向けた取り組みは、より発展的内容へと転換しています。平成 22（2010）年には、国連の機関と国連婦人開発基金\*1（UNIFEM）が共同で「女性のエンパワーメントのための指針」\*2を公表し、平成 23（2011）年には国連の 4 つの機関が発展的統合を遂げ、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。さらには、平成 24（2012）年に行われた国連婦人の地位委員会において、日本が東日本大震災の経験を踏まえて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択され、防災、災害対応、復旧復興の全ての段階での女性の参画及び女性のニーズへの配慮の必要性が国際的にも認められる形となりました。

\* 1 : 現 UN Women

\* 2 : 現「女性のエンパワーメント原則」

## 国内の動き

国内でもこうした世界情勢に対応し、昭和 50(1975)年の「婦人問題企画推進本部」の設置や昭和 52(1977)年の「国内行動計画」の策定をはじめとした社会的な取り組みが展開され、その成果は「男女雇用機会均等法」の制定や「女子差別撤廃条約」の批准として実を結びました。

その後も国内の動きは国際的な動きと軌を一にして進められ、世界会議で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」(平成 7〔1995〕年)を踏まえた『男女共同参画 2000 年プラン』が作成され、プランの求めに応じて「男女共同参画社会基本法」(平成 11〔1999〕年)が制定されました。平成 12(2000)年には、同年に開催された「女性 2000 年会議」の成果等や基本法に基づいた『男女共同参画基本計画』が策定され、以降、これを基本線とした総合的、体系的な施策の推進が図られてきました。

他にも、平成 7(1995)年には「育児・介護休業法」、平成 13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV 防止法」という)、平成 15(2003)年には「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が施行されるなど、子育て・介護への男女共同参画や女性が安心して暮らせる社会に向けた取り組みが進められてきました。さらに、少子社会・超高齢社会における人々のライフスタイルの一層の多様化に対応し、平成 19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成 22〔2010〕年改定)が、平成 24(2012)年には『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画』が策定されました。

近年では、女性の潜在能力へ高い期待が寄せられており、国の成長戦略である「日本再興戦略」においても、平成 25(2013)年の策定時より、女性が活躍できる場の確保が重要視されています。

そして、平成 27 年 8 月には、女性が活躍できる場の整備・充実を推進するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という)が制定されたところであり、法整備等が着々と整いつつあります。

また、平成 26(2014)年からは、世界各地から政治リーダーやビジネスリーダー、有識者等を招いた「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(World Assembly for Women in Tokyo)」を開催しており、「女性が輝く社会」を国内外で実現していくための方途を国際的に発信しています。

## 埼玉県の動き

埼玉県は、時勢の動きとともに早くから男女共同参画社会づくりへの取り組みを進めてきました。「国連婦人の十年」の初年度である昭和 51（1976）年には、婦人問題担当の設置、そして昭和 55（1980）年には「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定され、数度の見直しや改定を行い第3次計画である『2001 彩の国男女共同参画プログラム』へと引き継がれました。

平成 12（2000）年には、男女共同参画社会基本法の施行を受けて、全国にさきがけて「男女共同参画推進条例」が施行されました。平成 14（2002）年には、同条例に基づいた『埼玉県男女共同参画推進プラン 2010』が策定され、見直しを経て、平成 19（2007）年の『埼玉県男女共同参画推進プラン』、平成 24（2012）年の『埼玉県男女共同参画基本計画』へと発展的に継承されました。また、平成 18（2006）年には、ドメスティック・バイオレンス（DV）の発生防止から自立支援に至るまでを包括的に支援するため、「DV 防止法」第2条の3 第1項に基づき『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画』が策定され、平成 24（2012）年に第3次計画が策定されています。

実践的な面では、県民や市町村の取り組みを支援することを目的とした「男女共同参画推進センター（With You さいたま）」（平成 14〔2002〕年）の開設や「埼玉県女性キャリアセンター」（平成 20〔2008〕年）の設置、庁内における「ウーマノミクス課」の設置（平成 24〔2012〕年）にみられるように、女性が働きやすい環境を整える取り組みも進められています。



## 八潮市の動き

本市における取り組みは、昭和63（1988）年、市民福祉部社会保育課（\*当時）に女性行政担当窓口が設置されたことから本格的に始まりました。

平成2（1990）年には、本市が「埼玉県女性行政モデル市町村」の指定を受け、女性施策の指針となる「行動計画」の策定に着手し、平成5（1993）年に『八潮市男女平等計画』を策定しました。これに基づき、「女性大学」の開催、女性情報紙『Unison』の発行、「男女共生庁内推進委員会」の設置、職員研修の実施など、男女共同参画に関する施策の一層の充実を図ってきました。

平成11（1999）年より総合的な取り組みを進めるために企画部企画課に担当窓口を移し、男女共生推進係を設置しました。平成12（2000）年には、市長が主宰する組織「八潮市男女共同参画庁内推進会議」と市民で組織する「八潮市男女共同参画社会推進委員会」が設置され、平成13（2001）年に『第2次八潮市男女共同参画プラン』を策定しました。平成15（2003）年には、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする「八潮市男女共同参画推進条例」を制定し、翌年4月1日から施行しました。

平成21（2009）年には、条例制定後初の基本計画となる『第3次八潮市男女共同参画プラン』が策定され、平成23（2011）年の東日本大震災の発生や国・県の計画内容を踏まえた見直しを行い、平成25（2013）年に『第3次八潮市男女共同参画プラン（改訂版）』が策定されました。



# 男女共同参画社会への歩み

昭和 50(1975)年

国際婦人年  
国際婦人年世界会議  
「世界行動計画」採択

昭和 50(1975)年

婦人問題企画推進  
本部設置  
婦人問題企画推進  
会議

昭和 54(1979)年

国連第 34 回総会  
「女子差別撤廃条約」採択

昭和 52(1977)年

「国内行動計画」  
策定

昭和 60(1985)年

「男女雇用機会均  
等法」制定  
「女子差別撤廃条  
約」批准

昭和 62(1987)年

「西暦 2000 年  
に向けての新国内行  
動計画」策定

平成 7(1995)年

「育児・介護休業法」  
成立  
ILO 第 156 条約  
批准

昭和 56(1981)年

ILO 第 156 条約  
の採択(家族的責任  
を有する男女労働者  
の機会及び待遇の均  
等に関する条約)

昭和 60(1985)年

「国連婦人の十年」ナイロ  
ビ世界会議  
「婦人の地位向上のため  
のナイロビ将来戦略」採択

平成 2(1990)年

国連経済社会理事会  
「ナイロビ将来戦略  
勧告」採択

平成 7(1995)年

第 4 回世界女性会議  
「北京宣言及び行動  
綱領」採択

平成 17(2005)年

第 49 回 国連婦人の  
地位委員会「北京+10」  
官僚級会合

平成 12(2000)年

国連特別総会  
「女性 2000 年  
会議」

平成 8(1996)年

「男女共同参画  
2000 年プラン」  
策定

平成 17(2005)年

「男女共同参画基本  
計画(第 2 次)」  
閣議決定

平成 15(2003)年

「少子化社会対策基  
本法」、  
「次世代育成支援対  
策推進法」公布、施行

平成 13(2001)年

男女共同参画局 設置  
男女共同参画会議 設置  
「DV防止法」施行

平成 12(2000)年

「男女共同参画基  
本計画」閣議決定

平成 11(1999)年

「男女共同参画  
社会基本法」  
公布、施行

平成 19(2007)年

「仕事と生活の調和(ワ  
ーク・ライフ・バランス) 憲章」及び  
「仕事と生活の調和推進  
のための行動指針」策定

平成 22(2010)年

「第 3 次男女共  
同参画基本計画」  
閣議決定

平成 24(2012)年

「『女性の活躍促進  
による経済活性化』  
行動計画」策定

平成 25(2013)年

「日本再興戦略」の中  
核に「女性の活躍推進」  
が位置づけられる

平成 22(2010)年

第 54 回 国連婦人の  
地位委員会  
「北京+15」記念会合

平成 23(2011)年

UN Women  
正式発足

平成 24(2012)年

第 56 回 国連婦人の  
地位委員会「自然災害と  
ジェンダー」決議案採択

平成 26(2014)年

「日本再興戦略」改訂  
2014 に「女性が輝く  
社会」の実現」が掲げ  
られる

平成 27(2015)年

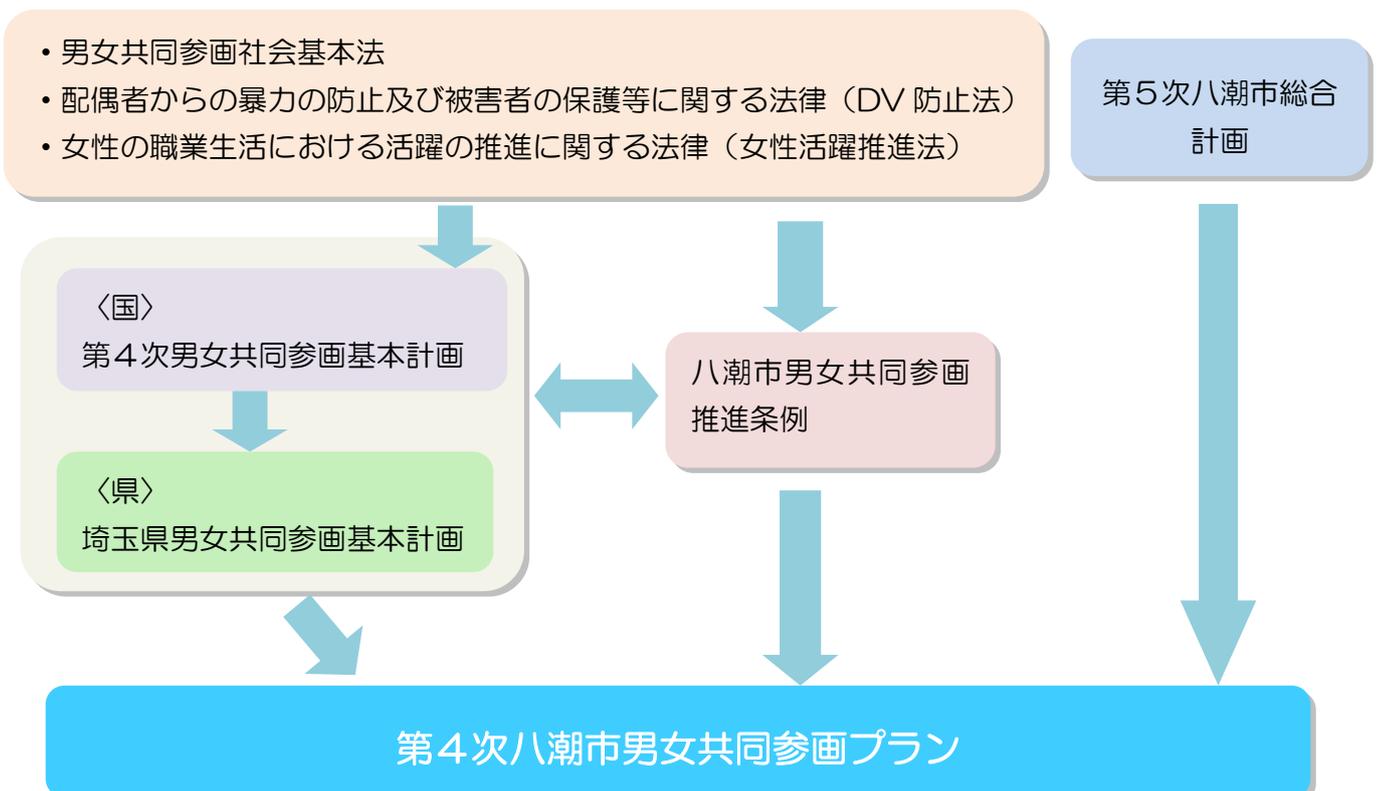
第 59 回 国連婦人の  
地位委員会  
「北京+20」記念会合

平成 27(2015)年

「女性の職業生活に  
おける活躍の推進に  
関する法律」公布

## 2 計画の位置づけ

- ◆ 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定したものです。
- ◆ 本計画は、八潮市男女共同参画推進条例（平成 15 年条例第 26 号）第9条に基づく基本計画として策定したものです。
- ◆ 国及び埼玉県が策定した関連計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図り策定したものです。
- ◆ 「第5次八潮市総合計画」の部門計画として策定したものです。
- ◆ 市が取り組むべき今後の男女平等、男女共同参画推進施策の基本方針を示す総合的な計画であり、同時に、施策を総合的・効果的に推進するため、市民、各種団体及び事業者等が自主的かつ積極的な活動を行う際の指針となるものとして策定したものです。
- ◆ 本計画のうち、基本目標2 施策の方向4「配偶者等からの暴力の防止」は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として策定したものです。
- ◆ 本計画のうち、基本目標3 施策の方向8「女性の職業生活における活躍の推進」は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として策定したものです。



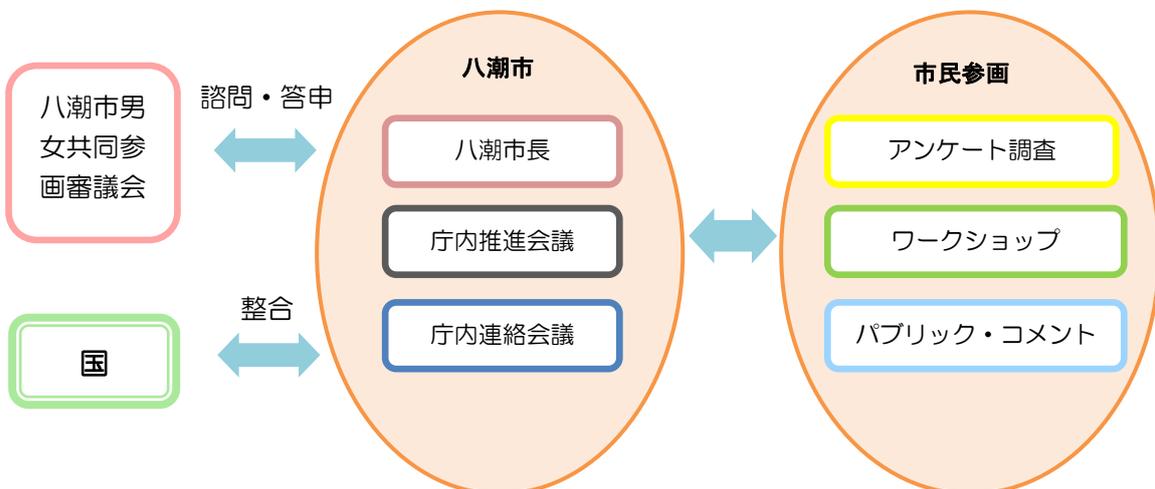
### 3 計画の期間

- ◆ 本計画の計画期間は、平成 28（2016）年度から平成 37（2025）年度までの 10 年間としました。
- ◆ 計画期間中においても、社会経済情勢の変化等に応じて見直し、部分的変更及び付加等を行うものです。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度
第5次八潮市総合計画									
第4次八潮市男女共同参画プラン									
				見直し					

### 4 計画策定の方法

- ◆ 本計画の策定に際しては、「八潮市男女共同参画審議会」での討議内容を反映させながら、「八潮市男女共同参画庁内推進会議」等の庁内検討組織において、必要な事項の検討を重ねるとともに、国の新規計画との整合性にも留意しました。
- ◆ また、前計画である『第 3 次八潮市男女共同参画プラン』及びその改訂版を基本的に踏襲しつつ、社会情勢等を考慮し、「第 4 次八潮市男女共同参画プラン策定ワークショップ」で得られたご意見・ご要望を可能な限り反映させました。
- ◆ パブリック・コメントの手続きを取り、広く市民から意見を募り、その結果を踏まえて策定しました。



第 2 章

---

## 八潮市の現況と課題

- 1 八潮市の現状
- 2 アンケート調査結果  
からみた現況
- 3 市民ワークショップ  
からみた現況と課題

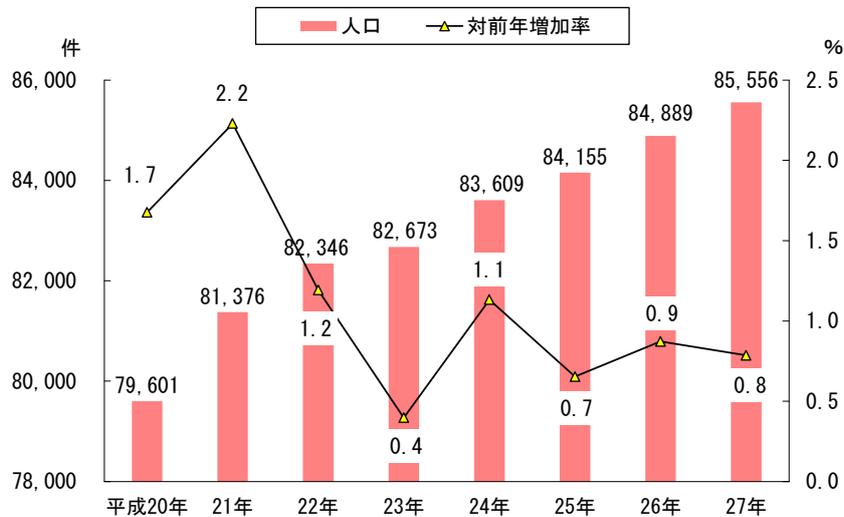


# 1 八潮市の現状

## 1 人口・世帯

本市の人口は、85,556人（平成27年1月1日現在）であり、近年では一貫して増加が続いています。

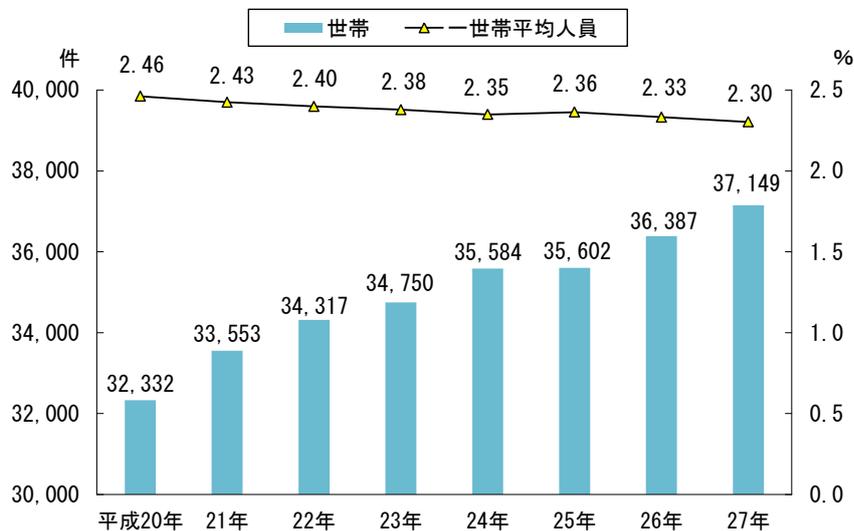
### 人口の推移



資料：埼玉県「町（丁）字別人口調査」 1月1日現在人口

世帯数は、37,149世帯（平成27年1月1日現在）であり、増加傾向が続いていますが、一方で1世帯当たりの人員数は平成20年の2.46人から平成27年には2.30人と減少傾向にあります。

### 世帯数および1世帯当たり人員の推移

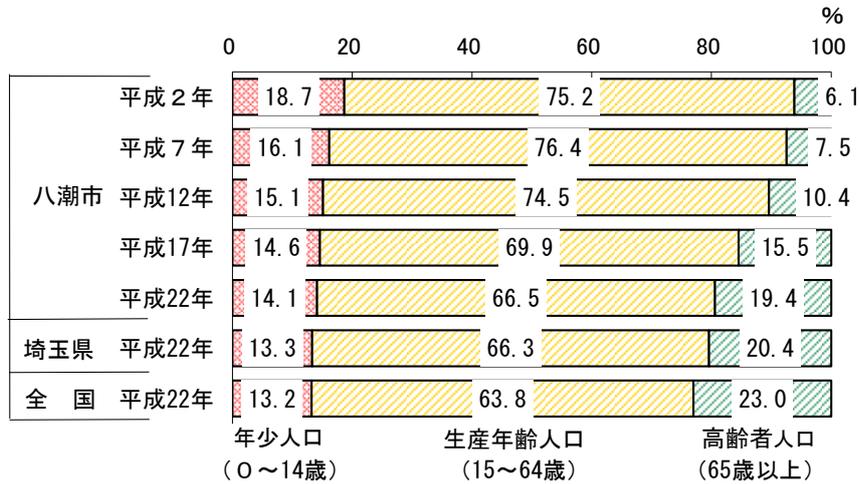


資料：埼玉県「町（丁）字別人口調査」 1月1日現在人口

年齢別の人口構成（平成22年国勢調査）では、年少人口（0～14歳）の割合は、14.1%、県や全国と比べ多いものの、減少が続いています。

高齢者人口（65歳以上）の割合は19.4%、平成2年調査時の6.1%から大幅に上昇しており、国や県と比べ低い水準ではあるものの、高齢化は急速に進んでいます。

### 年齢3区分別人口構成比の推移\*1



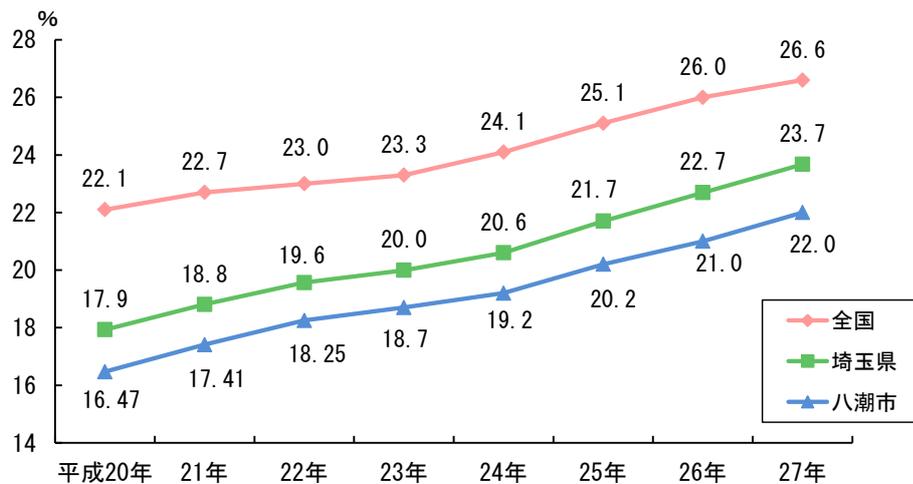
資料：国勢調査

\*1：年齢3区分別人口とは、年齢を0～14歳の「年少人口」、15～64歳の「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口（高齢者人口）」の3群に分けて人口を示したものをいう。

この3区分を基にそれぞれの割合を算出したものが「年齢3区分別人口割合」。

高齢化率は、国や県と比べ低い水準ではあるものの、平成27年1月1日現在で22.0%となっています。

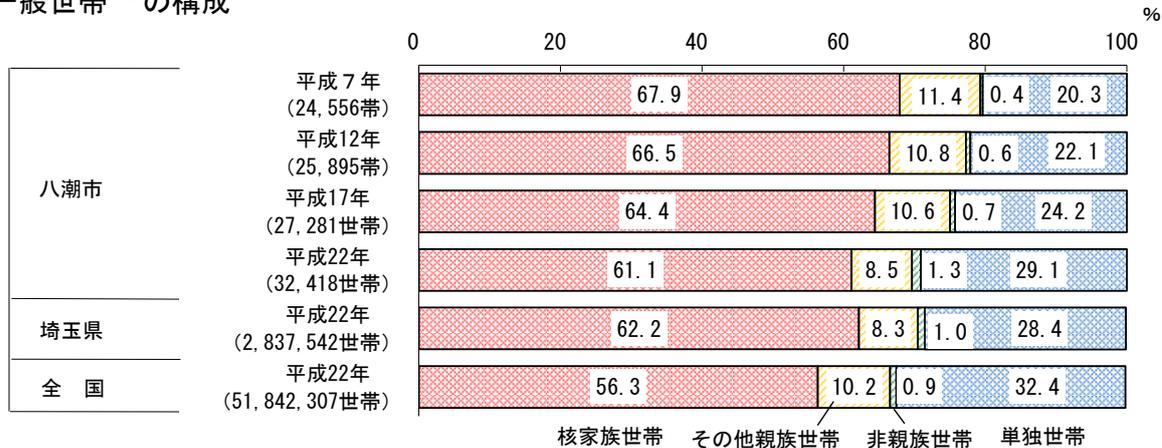
### 高齢化率の推移



資料 埼玉県および八潮市：埼玉県「町（丁）字別人口調査「1月1日現在人口」  
 全国：総務省統計局「人口推計」「10月1日現在人口」  
 ただし、平成27年の全国値は、「平成27年8月概算値」

世帯構成では、「単独世帯（ひとり暮らし）」や「非親族世帯\*<sup>2</sup>」が増加し、「核家族世帯」や「その他の親族世帯」（3世代の同居世帯）が減少しています。また、県に比べて「非親族および単独世帯」の割合が多くなっています。

一般世帯\*<sup>3</sup>の構成



注：端数を四捨五入しているため、合計が100%にならない項目があります。

資料：国勢調査

\* 2：非親族世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯をいう。

\* 3：一般世帯とは、病院、寮などの施設を抜いた世帯をいう。

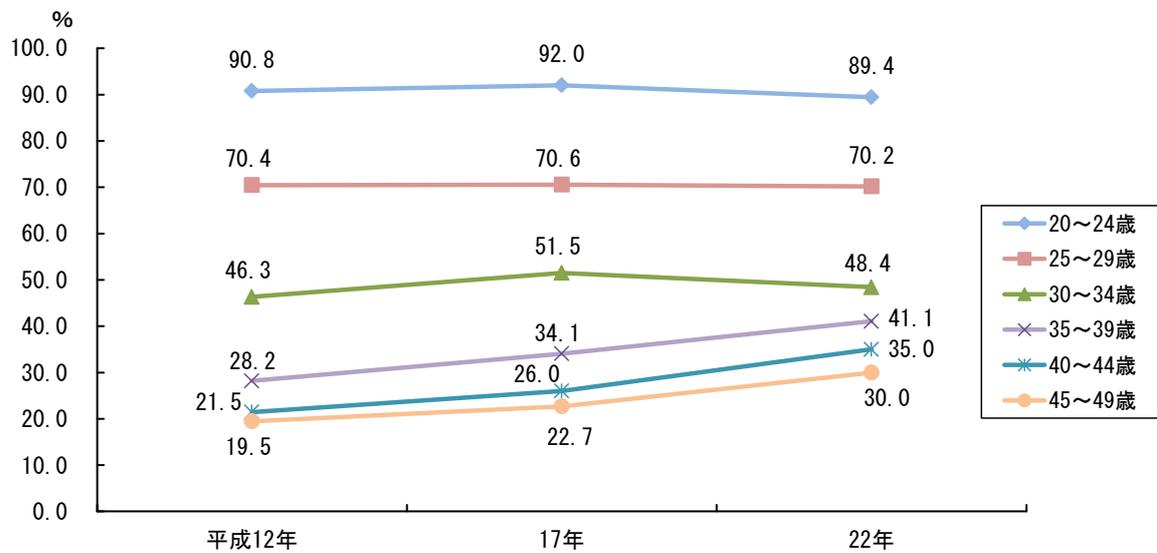


## 2 結婚・出産等

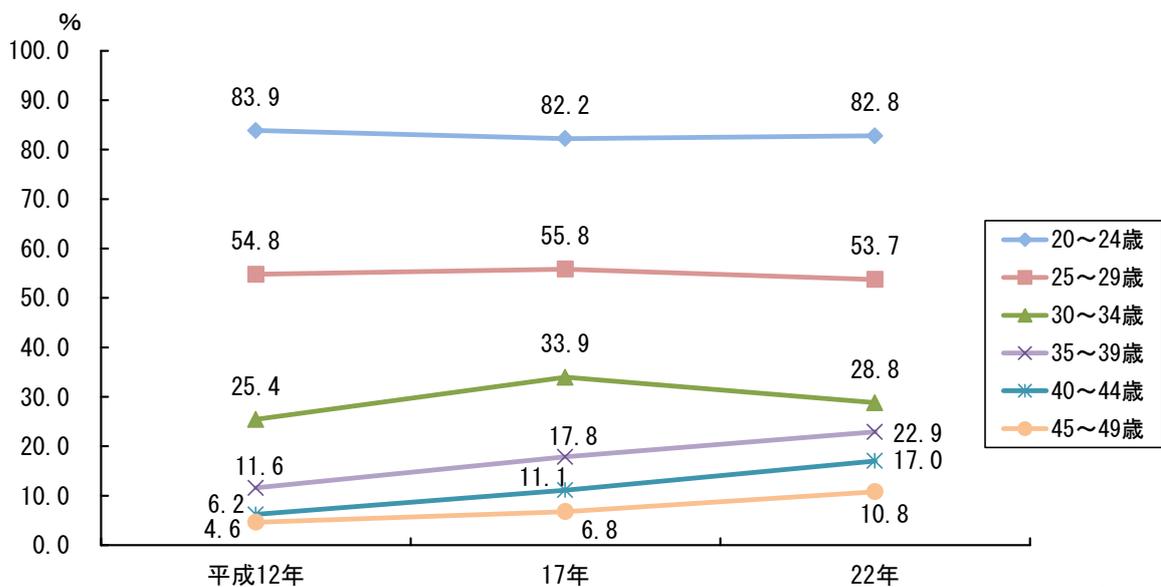
未婚率については、35～49歳の年齢で男女ともに上昇がみられます。特に、「40～44歳」は前回調査時から未婚率の増加が大きくなっています。

### 年齢5歳階級別未婚率の推移

#### 【男性】



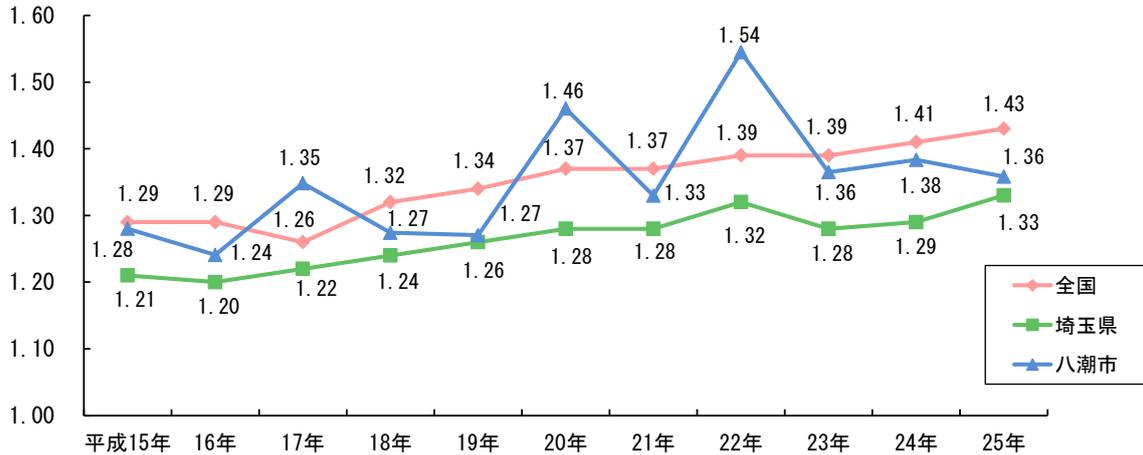
#### 【女性】



資料：国勢調査

合計特殊出生率\*1は、平成20年および平成22年で国・県と比べて高い水準ではあるものの平成25年には1.36と、県を上回りつつも国と比べ低い水準となっています。

合計特殊出生率の推移



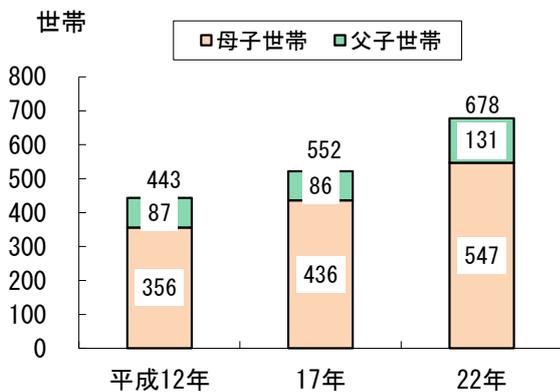
注：国勢調査年（平成12年、17年、22年）の合計特殊出生率は、日本人人口で算出されるため、総人口で算出される他の年に比べ、率が高くなる傾向にある。

資料：埼玉県保健統計年報

\* 1：合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が平均して一生の間に産む子どもの数に相当する。

ひとり親世帯（父子世帯・母子世帯）の数は、国勢調査の調査年度ごとに増加を続け、平成22年では678世帯となっています。構成比は、父子世帯が19.3%、母子世帯が80.7%となっており、ひとり親世帯の市内一般世帯総数に対する割合は2.1%で、国、県と比較べ多くなっています。

ひとり親世帯数の推移（八潮市）



	世帯			総世帯数	割合		
	母子世帯	父子世帯	合計		ひとり親家庭の内訳	母子家庭の内訳	父子家庭の内訳
平成12年	356	87	443	25,895	1.7	80.4	19.6
17年	436	86	522	27,281	1.9	83.5	16.5
22年	547	131	678	32,418	2.1	80.7	19.3
埼玉22年	35,999	5,462	41,461	2,837,542	1.5	86.8	13.2
全国22年	755,972	88,689	844,661	51,842,307	1.6	89.5	10.5

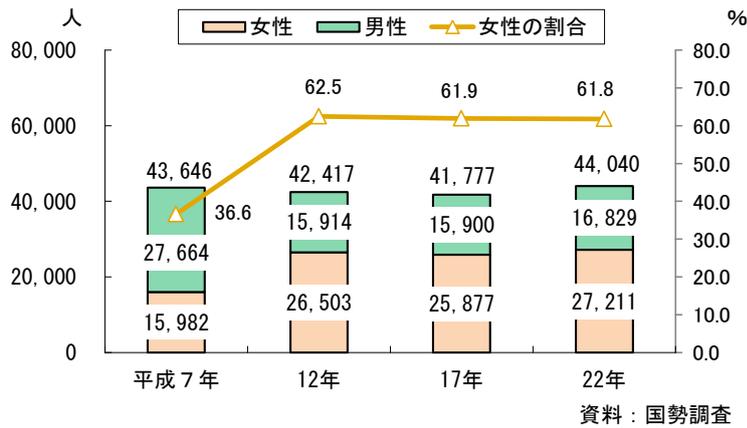
資料：国勢調査

### 3 就業状況

#### (1) 全体

労働力人口\*<sup>1</sup>における女性の割合は、平成 22 年度は 61.8%で、平成 17 年度を下回るものの、労働力人口は多くなっています。

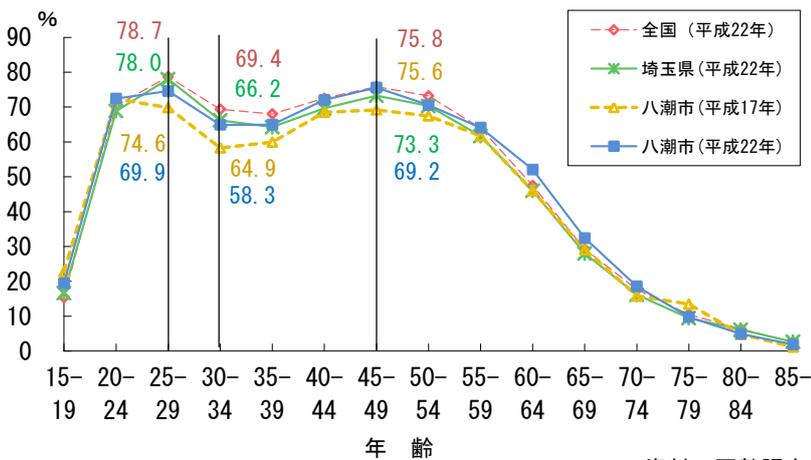
労働力人口の推移



#### (2) 女性

女性の労働力率\*<sup>2</sup>を年代別にみると、25~29 歳と 45~49 歳を頂点として 30~34 歳を底とするM字曲線\*<sup>3</sup>を描いています。

年齢階級別労働力率の比較



年齢	全国	埼玉県	八潮市	八潮市
	平成22年		平成17年	
15-19	15.4	16.6	19.4	22.8
20-24	70.4	68.9	72.4	72.3
25-29	78.7	78.0	74.6	69.9
30-34	69.4	66.2	64.9	58.3
35-39	68.0	64.3	65.0	59.9
40-44	72.5	69.6	72.1	68.5
45-49	75.8	73.3	75.6	69.2
50-54	73.2	70.3	70.5	67.5
55-59	63.9	61.7	64.1	61.7
60-64	47.5	46.0	52.1	46.0
65-69	29.2	28.0	32.4	29.1
70-74	17.7	16.2	18.6	15.8
75-79	10.5	9.4	9.7	13.4
80-84	6.3	6.1	4.9	4.8
85-	2.6	2.7	1.9	1.2

\* 1 : 満 15 歳以上の人口のうち労働の意思と能力を有する「就業者」（休業中の者を含む）と「完全失業者」の合計の割合。

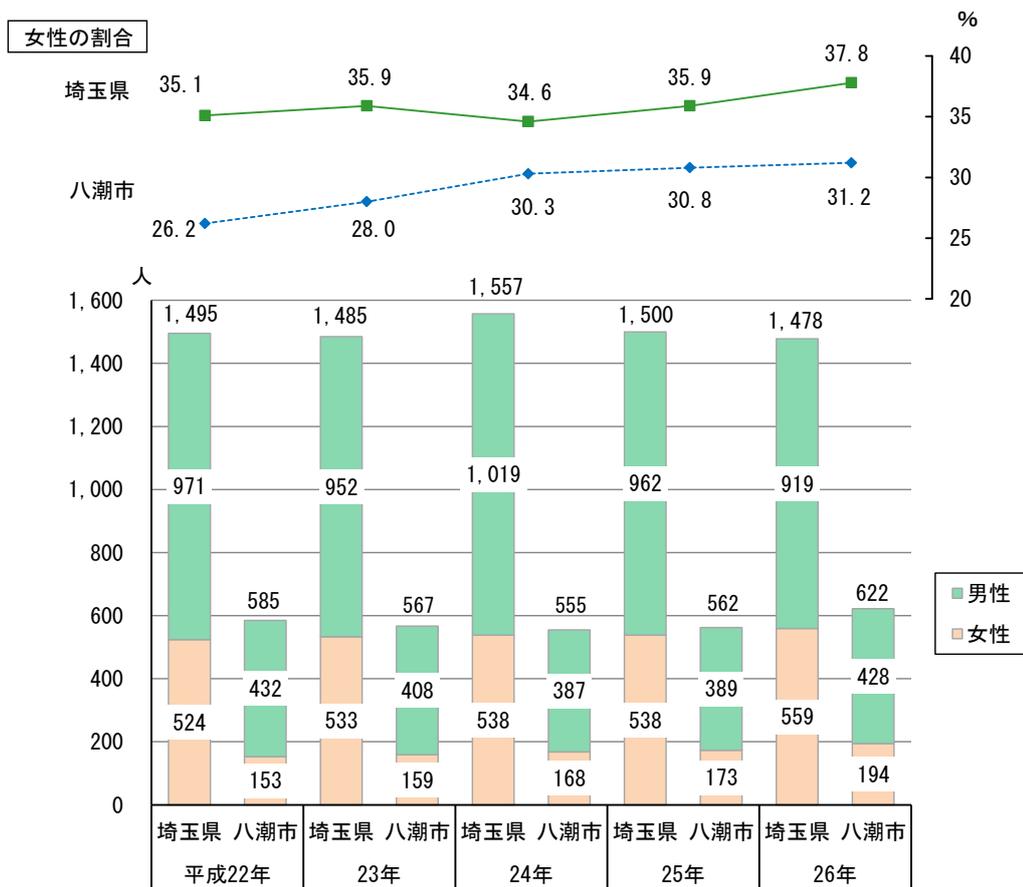
\* 2 : 生産年齢人口に対する労働力人口の比率をさす。

\* 3 : 女性の労働力率の推移の特徴をさす。詳細は巻末「用語の解説」にて記載。

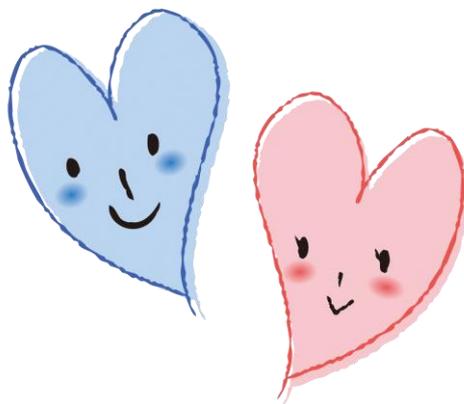
## 4 社会参画

審議会等に占める女性の割合は、31.2%（平成26年4月1日現在）であり、前年度より0.4ポイント増加していますが、県と比べると6.6ポイント低くなっています。

### 審議会等への参画



資料 埼玉県：平成26年度版 男女共同参画に関する年次報告（4月現在値）  
 八潮市：平成27年度版 八潮市男女共同参画年次報告書（4月1日現在値）



## 2 アンケート調査結果から見た現況

### ◆ 調査概要

調査対象：一般市民（42人）、市民大学学生（38人）、「地域で豊かに！グループ名簿」登録団体代表者（25人）、子育て広場来館者（32人）

調査時期：平成27年3月から適時。

標本数：137

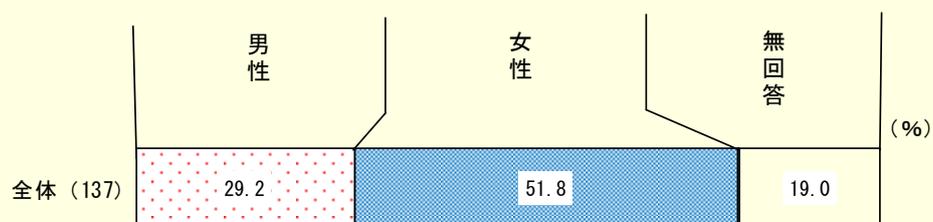
回収数：137

### ◆ 基本属性

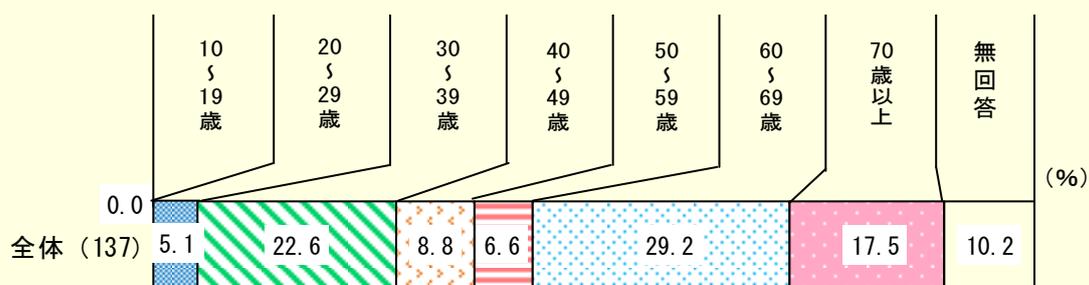
今回のアンケートの基本属性は、男性が29.2%、女性が51.8%と、女性の割合が男性を上回っています。

年齢では、「60～69歳」が29.2%で最も多く、次いで「30～39歳」が22.6%で多くなっています。

#### 〈 性別 〉



#### 〈 年齢 〉



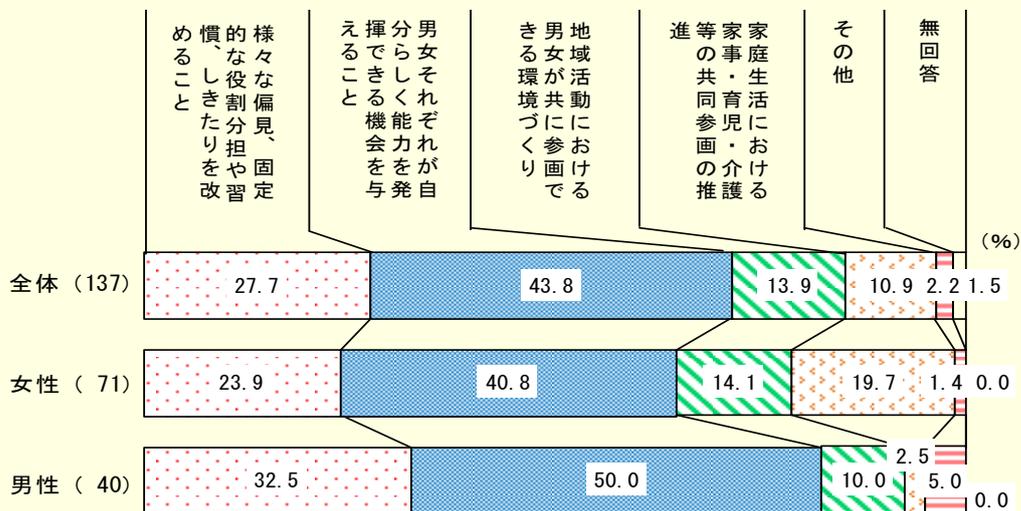
◆ 具体的な内容

〈 男女が共同参画するために必要なもの 〉

男女共同参画のために必要なものは、全体結果及び男性、女性ともに「男女それぞれが自分らしく能力を發揮できる機会を与えること」が最も多くなっています。

女性の3位である「家庭生活における家事・育児・介護等の共同参画の推進」(19.7%)は、男性では5位(2.5%)で、その差は17.2ポイントとなっており、男女別の回答差が大きくなっています。

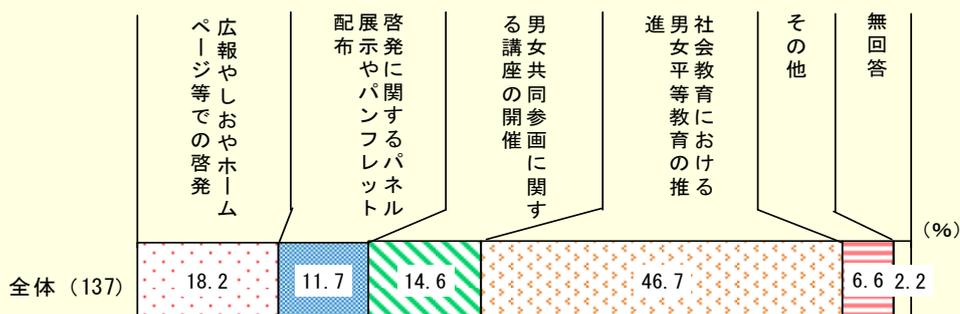
問1. 男女があらゆる分野で共同参画するために最も必要だと思うのはどのようなことですか。  
1つに○を付けてください。



〈 男女共同参画社会実現への意識を持つための方法 〉

男女共同参画社会実現への意識を持つための方法では、「社会教育における男女平等教育の推進」が46.7%で最も多く、次いで「広報やしおやホームページ」が18.2%で多くなっています。

問2. 男女共同参画社会実現のための意識を持つためにはどのような方法が有効だと思いますか。  
1つに○を付けてください。

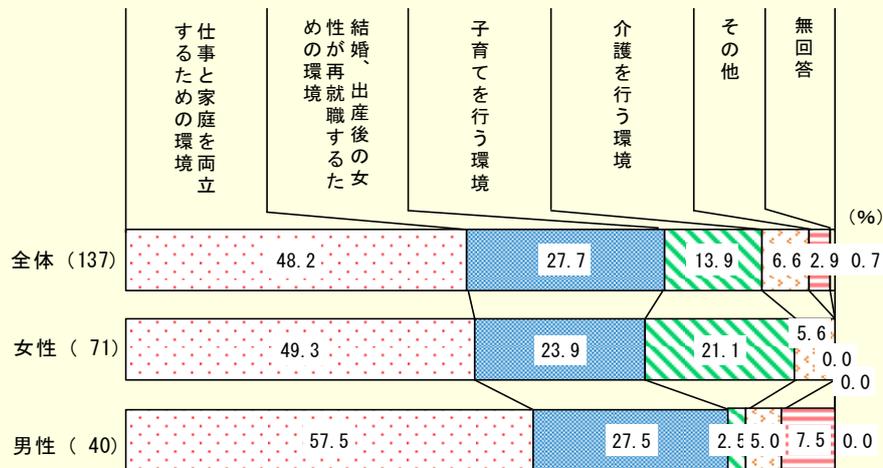


〈 性別にとらわれず多様な生き方を選択するための環境 〉

性別にとらわれず多様な生き方を選択するための環境として充実を望むものは、全体結果及び男性、女性ともに「仕事と家庭を両立するための環境」が最も多く、次いで「結婚、出産後の女性が再就職するための環境」となっています。

女性の3位である「子育てを行う環境」(21.1%)は、男性では5位(2.5%)で、その差は18.6ポイントとなっており、男女別の回答差が大きくなっています。

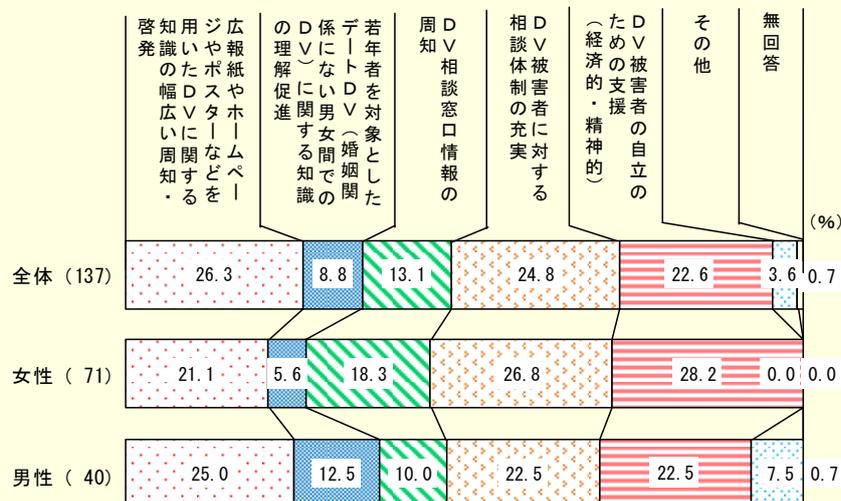
問3. 性別にとらわれず多様な生き方を選択するために更に充実を求めるのはどのような環境ですか。1つに○を付けてください。



〈 DV防止および被害者支援のために重要だと思うもの 〉

DV防止および被害者支援のために重要だと思うものは、全体結果及び男性では「広報紙やホームページやポスターなどを用いたDVに関する知識の幅広い周知」が最も多く、女性では、全体結果において第3位である「DV被害者の自立のための支援(経済的・精神的)」が最も多くなっています。

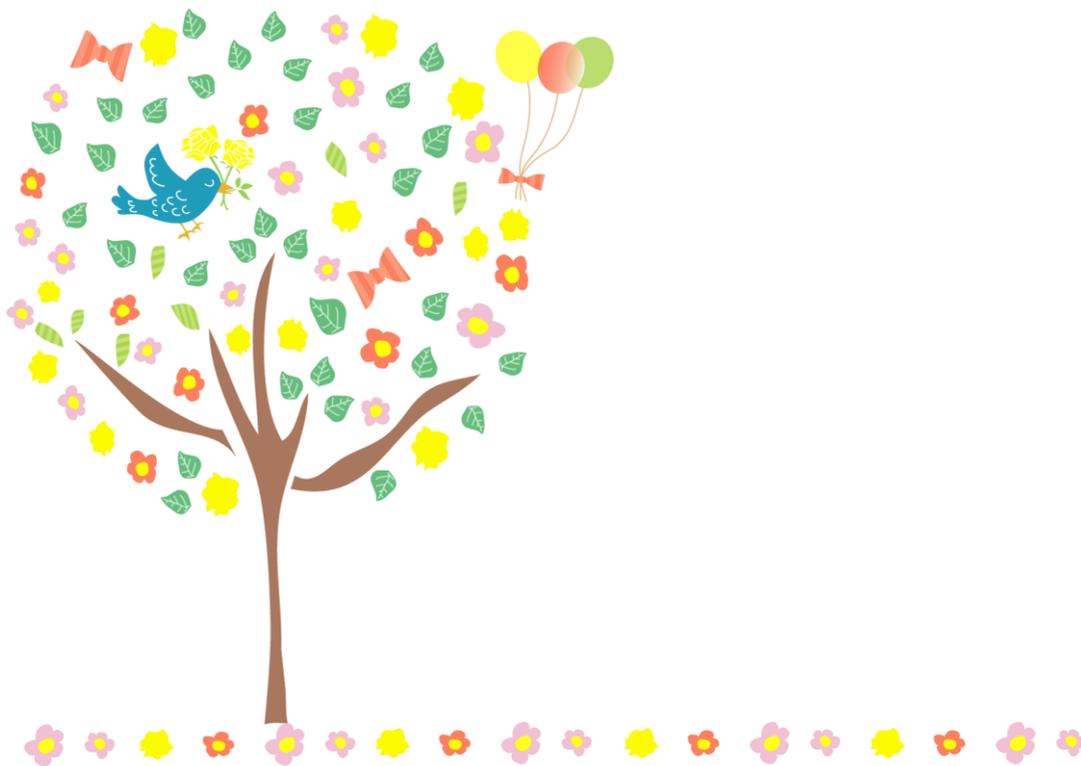
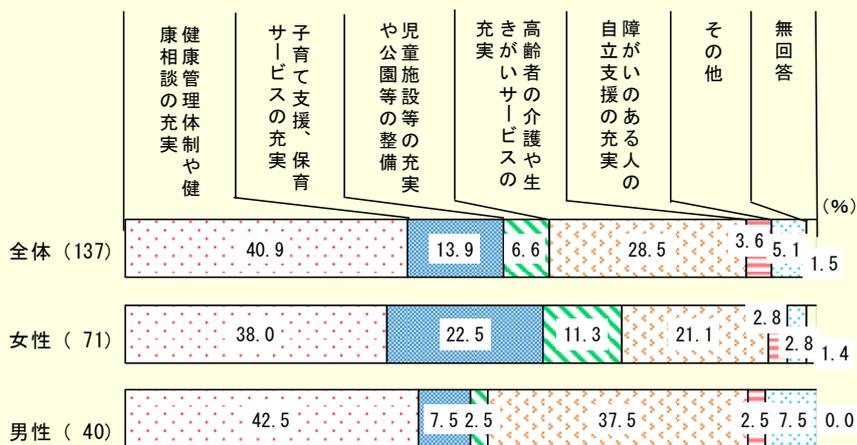
問4. 年々増加する配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援のために特に重要だと思うものはどのようなことですか。



〈 生涯にわたって健康で安心して暮らすために重要なこと 〉

生涯にわたって健康で安心して暮らすために必要なことでは、全体結果及び男性、女性ともに「健康管理体制や健康相談の充実」が最も多くなっています。次いで多いものは、全体結果及び男性では「高齢者の介護や生きがいサービスの充実」、女性では「子育て支援、保育サービスの充実」となっています。

問5. 生涯にわたって健康で安心して暮らしていくために特に重要だと思うことはどのようなことですか。



### 3 市民ワークショップから見た現況と課題

本市では、新計画の策定にあたり平成 27 年 7 月、ワークショップを開催しました。以下に、「男女共同参画社会の実現のため何が必要か」についてワークショップで出されたご意見を、5つの柱に分けてまとめています。

◇ワークショップ実施概要	
実施日時	平成 27 年 7 月 8 日（水）、15 日（水）、23 日（木） 10：00～12：00
実施場所	八潮メセナ
参加者	23 人（出席状況 第 1 回：20 人、第 2 回：19 人、第 3 回：21 人）

#### 1 家庭・地域、職場等あらゆる場への男女共同参画の促進

家庭、職場、地域のあらゆる場面・分野での男女共同参画の実現に向けては、昇進・昇格のモデルを示すなどのキャリアパス<sup>\*1</sup>の提示といった人材育成の取組が求められ、また、地域活動や介護の場面では女性が主体となって活動することが多いことから、男性への参加を働きかける取り組みが必要であるとのご意見が寄せられました。

\* 1：昇進・昇格のモデルや人材の最終的に到達すべきゴールまでの道筋のモデルのことをいう。

#### 主な意見

- 女性職員の意識改革を図る。昇任することに対する不安などを軽減する。
- 昇任していくイメージをつかみ易くするため、モデルとなる管理職員（「〇△さんみたいになりたい！」）をつくる（「モデル職員の創出」）。
- 相談できる年齢の近い職員を「メンター」に指定してアドバイスをしてもらえる「メンター制度<sup>\*2</sup>」を確立する。
- “自分”を知り（得意な事、好きな事）、自分を活かすため、人材育成・能力開発のワークショップ、講座等を実施する。
- 男性向けの介護教室の実施（女性の大変さを理解してもらう）。

\* 2：知識と職場経験を有した社内の先輩職員（メンター）が、後輩職員（メンティ）に対して、個別支援活動を行う制度のこと。詳細は巻末「用語の解説」にて記載。

## 2 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の実現には、大人への広報啓発はもちろん、子どもたちから意識づくりをしていくことが重要であるとの意見が寄せられました。働くことや人とつながることの大切さ、「介護」、「地域活動」など幅広い領域に関する男女平等の意識の啓発について、家庭と一体となった教育が期待されています。

### 主な意見

- PTA、学校、公民館と協力して、取組を啓発していく。
- 家庭での教育を支援するため「家庭教育学級」を今以上に周知させる。
- 働くことの大切さ、社会の一員であることを教育する。
- 「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブヘルス／ライツ）」について、子どもの頃から早期に啓発を実施する。
- 認知症サポーター講習などを利用して「お年寄り」を理解する。
- 近くの人達との関わり、つながり、理解を深める。

## 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスの充実は、男女共同参画の推進度合いを測るバロメーターとも言えます。介護や子育て支援には、多様なニーズに合わせた休暇の取得や働き方が可能であるよう柔軟な職場環境の整備が不可欠であるとの意見が寄せられました。

### 主な意見

- 職場環境改善。男性が家事・育児・介護等の役割分担ができるように、意識や制度を改革して男性が休暇を取得しやすい環境をつくる。
- 雇用形態改善。非正規雇用者に対する支援を充実させる。
- 延長保育や学童保育等、放課後や長期休暇時に子どもが過ごせる場の確保。
- シルバー世代の方々と協力した子育て支援（高齢者の生きがいづくりにもつながる）。
- ひとり親家庭や家族に障がいのある児童がいる家庭への支援。
- 再就職を支援する仕組み。

## 4 安心・安全で、誰もがいきいきと暮らせる地域社会の実現

「安心・安全により良く暮らす」ことは、現代社会を生きる私たちにとって大きなテーマの一つです。特に東日本大震災以降、防災における男女共同参画の課題が多く提起されており、防災への意識の啓発について意見が寄せられました。

また、高齢者や障がいのある人、外国を母国とする人たちを含めて誰もが自分らしくいきいきと暮らせるように、交流、レジャー等への支援についても意見が寄せられるとともに、ライフステージや男女の視点からみた心身の健康への取組の重要性が再確認されました。

### 主な意見

- 各家庭において、男女のニーズに合った防災の備蓄をするよう、意識啓発を行う。
- 防災における男女のニーズ（の違い）をはっきりさせる。
- 妊娠期に「健康であること」や「性」、「今後の共同生活」を考える機会をつくる。
- 働く世代の男女のスポーツ（運動）への支援（特に男性の参加が少ないので、男性が参加できる教室等を行う）。
- 高齢者も安全に利用できる健康増進器具を公園等に設置（筋力アップのため）。
- 介護ボランティア付旅行（障がいがあると旅行に行くのも大変。当事者も家族も楽しめるように）の支援。
- 国際交流を促進するため、料理教室・お茶会、外国語などの教室や講座・イベントを実施する。

## 5 積極的な情報の発信・共有・連携

情報の周知は男女共同参画の分野を含む様々な取組において共通の課題です。ワークショップにおいても積極的な情報発信を期待する声とともに、「わかりやすく」伝えることへの要望がありました。また、同じ状況にある人たちが情報交換、情報共有できる環境づくりへの支援についても取り組むべき課題として挙げられました。

### 主な意見

- 市と組織及び関係事業所等との連携。
- わかりやすい言葉の使い方、情報量、文字の大きさ等。
- 講座等を利用して、啓発チラシを配布する。
- 広報紙に特集を組む。

- ボランティア団体の情報を市民に知らせる。
- 人権・男女共同参画課だけでなく、他課の関連事業も掲載していく。
- (介護・障がいの) 介護者の交流事業。
- 子育てをしている人同士で情報交換を心がけてほしい。
- 同じ悩みを持った方たちの気軽な集まりとなる「八潮女性サロン」の活用を図っていく。



〈市民ワークショップ実施風景〉



第

3

章

---

## 八潮市のめざす 男女共同参画社会

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の展開



## 1 計画の基本理念

本市では、平成15年12月25日に「八潮市男女共同参画推進条例」（八潮市条例第26号）を制定し、その中で男女共同参画を推進するため7つの基本的な考え方を基本理念として定めています。

本計画においては、「八潮市男女共同参画条例」第3条第1項から7項に示された基本理念を、本計画の基本視点として踏襲し、「誰もが自分らしく、輝いて暮らせる八潮市」であるよう願いを込め、本計画の基本理念を



として、計画を推進していきます。



### 八潮市男女共同参画条例の7つの基本理念



- ① 全ての人の人権の尊重、性別による差別的取扱いの禁止、能力を発揮する機会の平等
- ② 制度・慣行が見直され、男女が互いに平等で相互に尊重する社会
- ③ 計画立案・決定に積極的に参画する機会の確保による、男女が対等で相互に尊重しつつ協働できる社会
- ④ 男女の互いの協力と責任による家庭・社会生活における活動の展開
- ⑤ 社会のあらゆる場からのあらゆる形態の暴力の根絶
- ⑥ 男女の生涯を通じての互いの性の理解、健康な生活を営む権利の確保と、性と生殖に関する女性の自己決定の尊重
- ⑦ 国際社会の動向への留意

## 2 計画の基本目標

国や埼玉県の「男女共同参画社会づくり」についての動向、前計画の策定以降に発生した「東日本大震災」で明らかとなった男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立や、女性に対するあらゆる暴力の根絶など今後の見通し等に基づき、「基本理念」を実現するための計画の基本目標を、次の4つとします。



# 基本目標

1

あらゆる分野における男女共同参画の実現

性別に関係なく  
アイデアを出し、新たな  
チャレンジができるよう、人材  
の育成を図ります。  
老若男女が互いの問題や目標を共有  
し、常時・非常時共に女性に負担が偏る  
ことのないように努め、職場や家庭  
生活、地域活動での男女共同参  
画を促進します。

2

安全・安心な地域  
社会の実現

DV やセクハラ・  
モラハラ・マタハラ・パワハラ  
等さまざまなハラスメントに対する  
予防のための啓発活動や相談体制を充  
実することによって、被害者が少しでも  
早く安心して社会生活を送ることがで  
きるよう、関係機関及び関係各課  
が連携し、予防と自立支援の  
両面から支援します。

3

男女平等・男女共同  
参画の意識づくり

女性、子供、  
高齢者、障がい者、外国人、  
LGBT\*<sup>1</sup>（性的マイノリティ）等  
すべての人の人権が尊重され、差別を  
受けることがあってはならないという  
意識を醸成するため、家庭、学校、地域、  
職場などあらゆる場で人権尊重の  
意識の高揚をめざします。

4

いきいきと暮ら  
せる基盤づくり

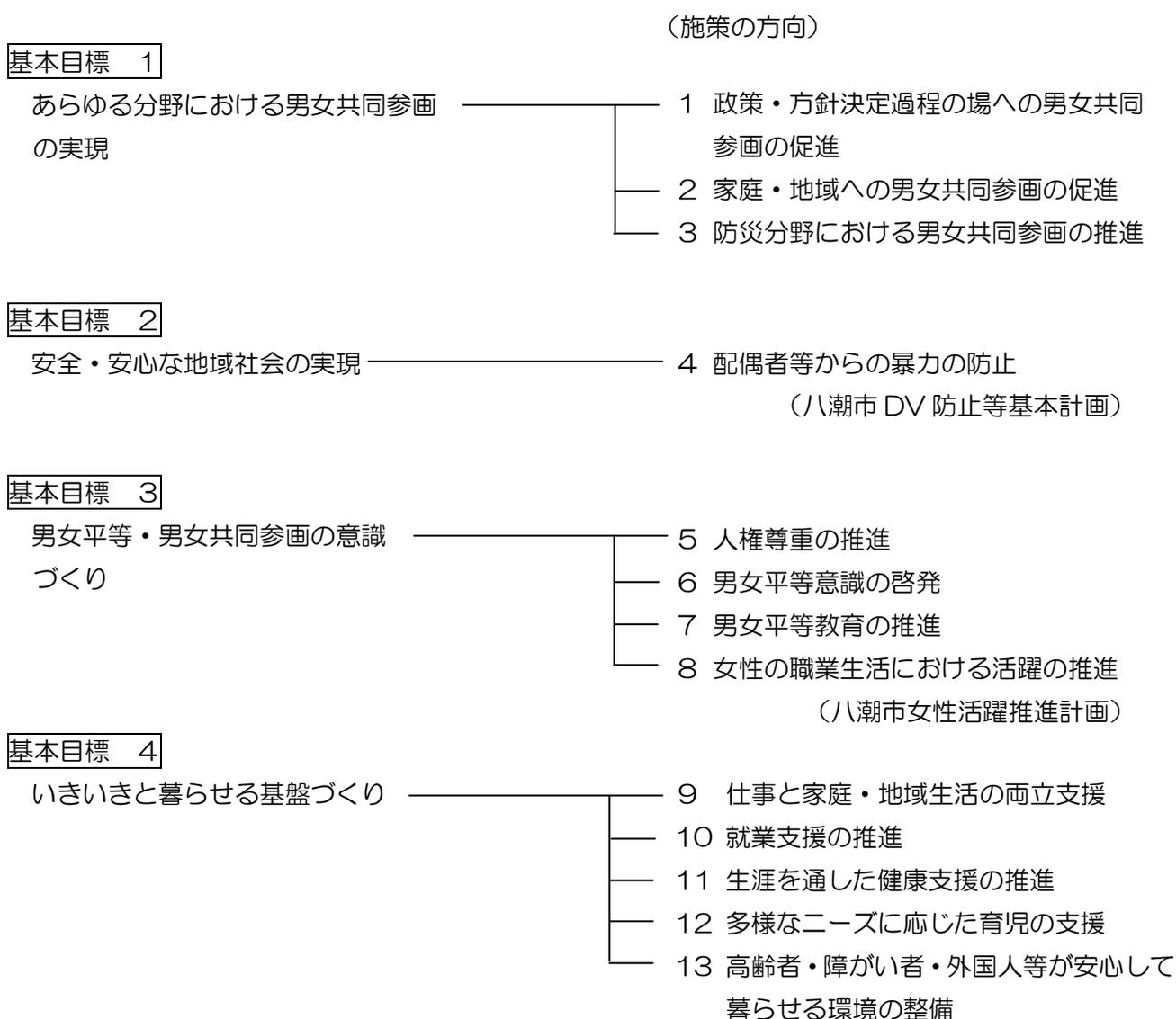
仕事・家事・  
育児・介護は性別に関係なく  
協力して行うものです。  
「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ  
（性と生殖に関する健康と権利）や「ワ  
ーク・ライフ・バランス」の視点に立ち、  
育児・介護や高齢者や障がいのある  
人への支援等の充実によりいき  
いきと暮らせるよう基盤  
強化を図ります。

\* 1 : Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：心と体の性の不一致）の頭文字をとった総称。詳細は巻末「用語の解説」にて記載。

### 3 計画の展開

誰もが自分らしく、輝いて暮らせるまちをめざして

各「基本目標」における取り組みの方向性を次のとおりとし、計画を展開します。



第

4

章

---

## 基本計画

- ◇ 施策の体系
  - 1 基本目標 1
  - 2 基本目標 2
  - 3 基本目標 3
  - 4 基本目標 4
- ◇ 重点項目・新規項目
- ◇ 数値目標一覧



基本理念

基本目標

施策の方向

誰もが自分らしく、  
輝いて暮らせるまちをめざして

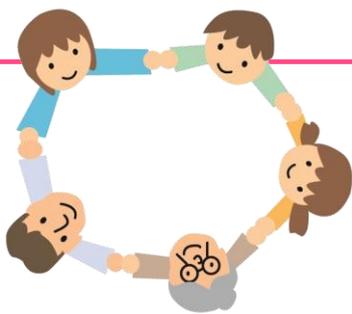
1  
あらゆる分野における男女  
共同参画の実現



2  
安全・安心な地域社会の  
実現



3  
男女平等・男女共同参画の  
意識づくり



4  
いきいきと暮らせる基盤  
づくり



1 政策・方針決定過程の場への男女共同  
参画の促進

2 家庭・地域への男女共同参画の促進

3 防災分野における男女共同参画の推進

4 配偶者等からの暴力の防止  
(『八潮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に  
関する基本計画』〔DV防止等基本計画〕)

5 人権尊重の推進

6 男女平等意識の啓発

7 男女平等教育の推進

8 女性の職業生活における活躍の推進  
(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条  
第2項の規定に基づく『八潮市女性活躍推進計画』)

9 仕事と家庭・地域生活の両立支援

10 就業支援の推進

11 生涯を通じた健康支援の推進

12 多様なニーズに応じた育児の支援

13 高齢者・障がい者・外国人等が安心  
して暮らせる環境の整備



## 施 策

- 1 政策決定分野における女性の参画
- 2 あらゆる分野への女性登用
- 3 女性の人材発掘・育成
- 4 市女性職員の活躍の推進



- 5 家庭生活における男女共同参画の促進
- 6 地域活動における男女共同参画の促進



- 7 防災分野における男女共同参画の推進

- 8 配偶者等からの暴力防止のための啓発の推進
- 9 被害者の早期発見及び相談体制の充実
- 10 自立のための支援体制の充実
- 11 関係機関との連携協力の推進



- 12 人権尊重の推進



- 13 広聴広報活動の充実
- 14 講演会・セミナーの充実

- 15 家庭・地域における男女平等の推進
- 16 学校教育における男女平等の推進
- 17 社会教育における男女平等の推進



- 18 女性の職域拡大
- 19 就業条件・環境の整備
- 20 正規職員以外の働き方をしている人への支援
- 21 農業等に従事する女性の支援

- 22 仕事と家庭・地域生活の両立支援

- 23 就業支援の推進
- 24 就業相談の充実



- 25 生涯を通じた健康支援の推進

- 26 子育て支援諸施策の充実
- 27 保育サービスの充実
- 28 子育てを支援する施設整備の促進
- 29 ひとり親家庭への支援



- 30 高齢者の介護・生きがいサービスと障がいのある人の自立支援の充実
- 31 高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らすための施設・環境整備の促進



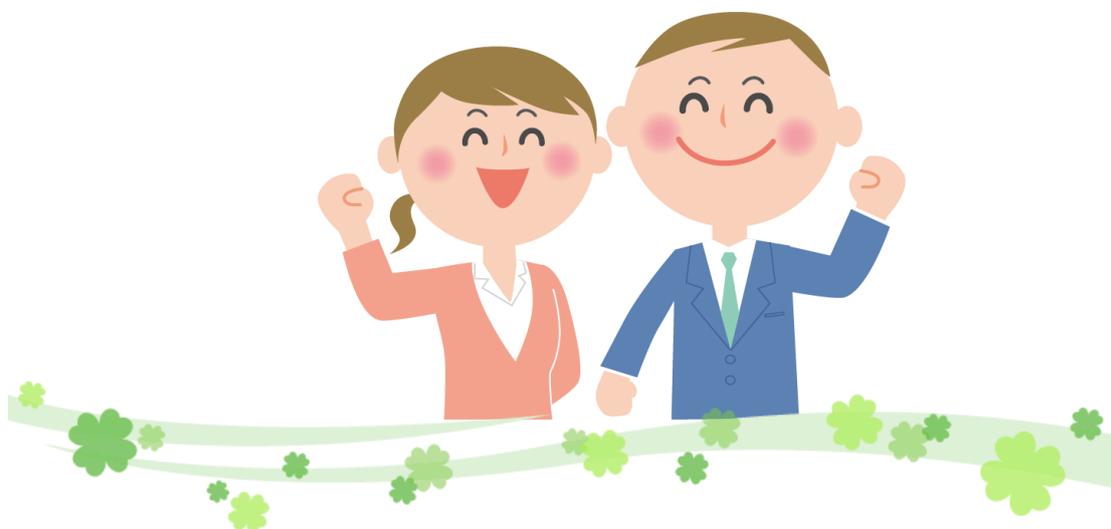


## 基本目標Ⅰ

### あらゆる分野における男女共同参画の実現

#### 施策の方向

- 1 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の促進
- 2 家庭・地域への男女共同参画の促進
- 3 防災分野における男女共同参画の推進



## 施策の方向 1 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の促進



男女共同参画社会を実現するためには、さまざまな意思決定の過程において、男女が平等に参画し、お互いに責任を分かち合うことが重要です。

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との国の目標を踏まえ、行政委員会・審議会等への女性の参画を促進するとともに、市女性職員を含め女性人材の育成に対する取り組みを進めていくことが必要です。

### ◆施策 1◆ 政策決定分野における女性の参画

具体的取り組み	内容	担当課
①女性の参画意識の啓発	男女共同参画情報紙の内容の充実(インタビュー掲載など)を図るとともに、さまざまな学習の機会を提供するなど啓発活動に努めます。	人権・男女共同参画課
②行政委員会・審議会等への女性の参画促進 (重点項目)	「女性人材リスト」や退職した職員なども参画できる仕組みを整え、行政委員会・審議会・委員会の女性委員を増員します。	関係課

#### 【数値目標】



- ・女性委員の割合 …40%
- ・すべての審議会等への女性委員選任の割合 …100%を目標とします!

③女性人材リストの充実 (重点項目)	男女共同参画情報紙や市ホームページ、研修等を通じて登録者を募集します。「女性人材リスト」は、庁内掲示板に掲載し、審議会等への登用を促進します。	人権・男女共同参画課
-----------------------	---	------------

#### 【数値目標】

- ・女性人材リストの登録者数 …120人を目標とします!



④公募制の充実	公募制の充実を図り、審議会等への女性の参加を促進し、市政へ女性の意見を反映させます。	関係課
---------	--	-----

◆施策2◆ あらゆる分野への女性登用

具体的取り組み	内 容	担当課
①女性の能力活用のPRの実施	自己啓発のための講座等を積極的に設け、社会のあらゆる分野で女性の能力が発揮できるよう PR に努めます。	関係課

◆施策3◆ 女性人材の発掘・育成

具体的取り組み	内 容	担当課
①学習機会等情報提供の実施	「八潮女性サロン」での女性同士の交流の場を提供するとともに、男女共同参画に関する図書の閲覧および講座、研修会等の情報を提供します。	人権・男女共同参画課
②女性指導者の育成講座の参加促進	女性指導者の育成を進めるため、国や県、市で実施している研修会等の情報提供及び参加を促進します。 また、高校生や大学生等の若い世代が行政に関心を持ち、積極的に参加できる取り組みについて研究します。	人権・男女共同参画課 関係課

◆施策4◆ 市女性職員の活躍の推進

具体的取り組み	内 容	担当課
①女性職員の人材育成 (重点項目)	市の女性職員が研修会に参加しやすい環境を整備し、女性職員の意識改革やスキルの向上を図るため「ロールモデル」*1等の人材の育成に努めます。 また、「メンター制度」*2を導入し、昇進に対する意識啓発を行い、女性のキャリア*3形成を支援・促進します。	総務人事課
②女性職員の管理職登用 (重点項目)	複数のロールモデルの提示や職場の環境整備に努め、女性職員の職域拡大を促進するとともに、昇任試験受験についての啓発など受験しやすい環境づくりに努めます。	総務人事課
③特定事業主行動計画の策定 (重点項目) (新規項目)	女性活躍推進法に基づき市の特定事業主行動計画を策定し、計画期間、数値目標、取り組み内容を記載し、毎年実施状況を公表します。	総務人事課

【数値目標】



・女性管理職の割合 ……30%  
を目標とします！

\* 特定事業主行動計画における女性管理職の割合では、5年後の目標値を21.7%としています。

- \* 1 : 自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。詳細は巻末「用語の解説」にて記載。
- \* 2 : 豊富な知識と職場経験を有した社内の先輩社員（メンター）が、後輩社員（メンティ）に対して、個別支援活動を行う制度のこと。詳細は巻末「用語の解説」にて記載。
- \* 3 : 職業・技能上の経験。経歴。

## 施策の方向 2 家庭・地域への男女共同参画の促進



男女共同参画社会を実現するためには、職場や家庭、地域などの生活におけるさまざまな場で男女が平等に参画し、責任を分かち合うことが重要です。

家庭生活では、家事や育児など、夫婦で協力し合うことの大切さを意識づけるため、あらゆる機会を通じて啓発していくことが必要であり、また地域活動では、女性が実質的な活動の担い手であるにもかかわらず、方針の決定権は持っていないという実態が多く見られることから、地域活動における男女共同参画の取り組みを促進していくことが必要です。

### ◆施策 5◆ 家庭生活における男女共同参画の促進

具体的取り組み	内 容	担当課
①家庭生活における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画情報紙の内容の充実(インタビュー掲載など)を図るとともに、講演会等の開催を通じて男女共同参画に関する意識啓発を行い、家庭生活への男女の共同参画を促進します。	人権・男女共同参画課
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進 (重点項目)	関係各課と連携して、家事、育児、介護等に男性が自ら参画できるよう講座などを通じて促進するとともに、市内企業には、男性の家事・育児・介護等への参画を促進するための啓発を行います。	人権・男女共同参画課 関係課

### ◆施策 6◆ 地域活動における男女共同参画の促進

具体的取り組み	内 容	担当課
①町会・自治会等の方針決定の場への女性の登用の促進 (重点項目)	町会・自治会等への加入促進に努めるとともに、関係課および町会・自治会長と連携して、その方針決定の場への女性の登用について啓発を行い、女性が発言しやすい環境づくりへの協力を依頼します。	市民協働推進課
②地域活動における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画情報紙で地域活動の紹介を行い、男女共同参画意識を啓発するとともに、さまざまな地域活動への男女共同参画を促進します。	人権・男女共同参画課

具体的取り組み	内 容	担当課
③市民交流の促進	ボランティア団体や市民活動団体とともに、さまざまな世代の人々が楽しめるイベントの企画等、団体同士の連携、交流、情報交換を促進します。	市民協働推進課
④国際交流等の促進	国際交流を行っている市内のボランティア団体等と連携して、市内在住の外国人との交流イベントやホームステイ事業を行い、日本文化の紹介を通じて、相互理解を深めます。	市民協働推進課
⑤地域活動のための条件整備の促進	男女を問わず参加できる出前講座メニューや、市民活動支援事業等を充実します。	市民協働推進課
⑥ボランティア団体、市民活動団体の支援	「市民活動コーディネーター」を中心にボランティアや市民活動の意向がある人々を活動と結びつける仕組みづくりに取り組むとともに、活動内容の情報発信、市民活動支援講座の開催、市と市社会福祉協議会の連携強化等を推進します。	市民協働推進課
⑦女性の地域活動と女性団体の交流の促進	「グループ名簿」の内容の充実を図り、女性が地域活動へ参画しやすい環境づくりと女性団体相互の交流を促進します。	人権・男女共同参画課
⑧男性の地域活動参加の促進 (重点項目)	男性の地域活動への参加を促進するための意識啓発を行うとともに、講座等の曜日や時間などに配慮し、多くの男性に地域活動参加のきっかけを提供するよう努めます。	人権・男女共同参画課

### 施策の方向3 防災分野における男女共同参画の推進



災害時においては、障がいのある人、高齢者、妊産婦などの災害時要援護者（避難行動要支援者）をはじめ、性別や年齢、生活習慣などが異なるさまざまな方々とともに生活することになり、多様な配慮が必要になります。

防災に関する計画の策定や防災対策の実施にあたっては、地域団体との協働により取り組む必要があるため、女性の参画を促進し、男女双方の視点を取り入れることが重要です。

#### ◆施策7◆ 防災分野における男女共同参画の推進

具体的取り組み	内 容	担当課
①男女共同参画の視点に立った防災体制の整備 (重点項目)	防災について男女のニーズの違いを互いに認識するとともに、関連会議への女性登用の促進に努め、把握したニーズの政策への反映や男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を行います。 特に、女性に配慮した避難所の運営および環境整備を推進します。	交通防犯課 人権・男女共同参画課
②地域における防災活動の男女共同参画の促進	自主防災組織において男女共同参画の意識啓発を行うとともに、女性の参画を促進し、地域における防災活動等の男女共同参画を促進します。	交通防犯課
③災害時における女性を対象とした相談窓口の設置 (重点項目)	避難所等において、女性が抱えるさまざまな問題に対応するための相談窓口を設置します。	人権・男女共同参画課 関係課
④災害復興時における男女共同参画の推進	災害復旧活動に関する委員会等へ女性の参加を促進し、女性の視点を取り入れた災害復興を推進します。	関係課（全庁）

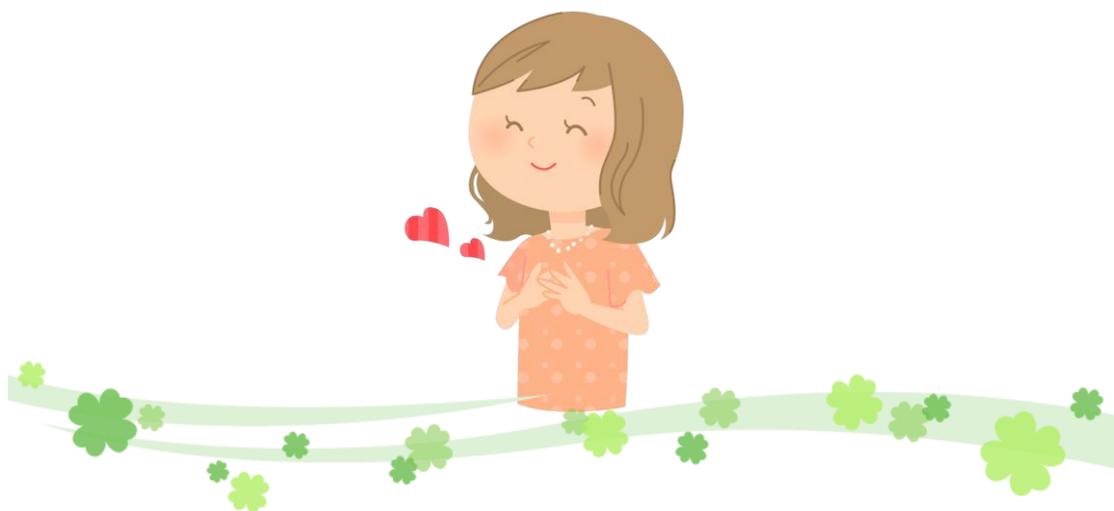
## 基本目標2

### 安全・安心な地域社会の実現

#### 施策の方向

#### 4 配偶者等からの暴力の防止

(『八潮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画』〔DV防止等基本計画〕)



## 施策の方向 4 配偶者等からの暴力の防止

〔『八潮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画』〔DV 防止等基本計画〕〕

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス〔DV〕）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

DVの背景には、男女の固定的役割分担意識、女性を男性より低くみる意識、経済力の格差などさまざまな要因が考えられ、被害者は多くの場合女性であることや、暴力が子どもにも及ぶことも少なくありません。

本市の「八潮市配偶者暴力相談支援センター（通称：DV相談支援室）」においては、関係機関・関係課との連携を強化し、またDV被害者が高齢者、障がい者、外国人、LGBT等であった場合には、個々の事情に十分に配慮したきめ細かい支援を行う必要があります。

\* 本市においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく『DV防止基本計画（第3次）』を、男女共同参画プランに含めて策定しています。

### ◆施策 8◆ 配偶者等からの暴力防止のための啓発の推進

具体的取り組み	内 容	担当課
①DV防止の啓発 (重点項目)	DVは重大な人権侵害であるという認識が性別を問わず共有されるよう、広報紙や啓発用リーフレット、SNS*1等を活用し、DV防止の啓発を推進します。	人権・男女共同参画課
②デートDV防止の啓発	交際相手からの暴力（デートDV）を防止するため、広報紙や啓発用リーフレット、SNS等を活用し、デートDV防止の啓発を推進します。	人権・男女共同参画課 指導課
③DV防止の講座・講演会等の実施	DVに対する認識を深めるために講座、講演会等を開催し、DV防止の意識啓発を図ります。また、出前講座により地域、学校等に出向き、DV防止の啓発を推進します。	人権・男女共同参画課

\* 1 : ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略称。交友関係を構築するインターネット上のサービスの一つ。

◆施策9◆ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

具体的取り組み	内 容	担当課
①DV 相談支援室の 周知	DV 相談機能の充実を図るため、平成 25 年 4 月 1 日「八潮市配偶者暴力相談支援センター（通称：DV 相談支援室）」を設置しました。 DV 被害者が早期に相談窓口を利用できるよう、DV 相談支援室の周知を図ります。	人権・男女共同 参画課
②DV 相談の充実 (重点項目)	被害者が高齢者、障がい者、外国人、LGBT*2等の 人であるなど、複雑・多様化する相談にきめ細かく対応し、適切に支援するためには、専門の研修を積んだ女性 相談員による相談が不可欠です。相談者がいつでも専門 の女性相談員に相談できるよう、相談日を増設しDV 相 談の充実を図ります。	人権・男女共同 参画課
③DV 相談対応マニ ュアルの改訂と活 用	相談担当者向けの「DV 相談対応マニュアル」を随時 改訂するとともに、職務関係者研修等での活用を図りま す。	人権・男女共同 参画課
④DV に関する職員 の資質の向上と健 康への配慮	相談担当者は、専門研修を受講し資質の向上を図りま す。また、被害者支援に職務上関係する職員に対しては、 知識や技術の習得をはじめ、二次的被害防止の視点から の研修を実施します。 相談内容が多様化する近年、相談担当者の二次受傷な どによる健康への配慮に努めます。	人権・男女共同 参画課
⑤女性相談の充実 (重点項目)	八潮市役所駅前出張所内相談室において実施してい る「女性相談」の充実を図ります。 DV の早期発見、予防の効果が期待できることや、セ クシュアル・ハラスメント、LGBT 等、女性が抱える さまざまな悩みに専門の女性相談員が対応することで、 女性に対するきめ細かな支援を図ります。	人権・男女共同 参画課

【数値目標】



・女性相談日 …週 2 回  
を目標とします！

\* 2 : Lesbian (レズビアン：女性同性愛者)、Gay (ゲイ：男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル：両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー：心と体の性の不一致) の頭文字をとった総称。詳細は巻末「用語の解説」にて記載。

具体的取り組み	内 容	担当課
⑥貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等への配慮	非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。 また高齢者、障がい者、外国人、LGBT 等であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれることへの配慮を含め、きめ細かい支援に努めます。	社会福祉課 健康増進課 長寿介護課 人権・男女共同 参画課
⑦加害者対応に関する周知	研修等に職員を派遣し、加害者対応に関する情報収集と情報の共有に努めます。	人権・男女共同 参画課
⑧男性相談者への支援 (新規項目)	母子だけでなく父子もひとり親家庭として、育児や経済的困窮等による「男性相談」が求められるようになっています。 また近年、精神的DV、LGBT 等が社会的に認知されつつあり、男性が悩みを抱えることも多くなりました。コミュニケーション不全に悩む男性も多いことから、女性相談員を研修等に派遣し、男性からの相談に対応できるよう支援します。	人権・男女共同 参画課
⑨性暴力被害者への支援 (新規項目)	性暴力被害者への支援には、医療関係者を含めた地域のネットワークづくりが必要です。被害女性が生涯そのトラウマ* <sup>3</sup> を抱えることがないように、女性相談員を研修等に派遣し、性暴力被害者への支援に努めます。	人権・男女共同 参画課

\* 3 : 正式には「心的外傷」。ある程度の時間が経過したあと精神障害を引き起こす原因となる心の傷をさす。トラウマともいう。

#### ◆施策10◆ 自立のための支援体制の充実

具体的取り組み	内 容	担当課
①支援に関する情報提供	被害者が適切な支援を受けられるよう情報提供をします。	人権・男女共同 参画課
②緊急時の安全確保	被害者の安全確保を最優先に考慮し、緊急避難時には、関係機関と連携をして一時保護の手続きをします。	人権・男女共同 参画課
③経済的支援	必要に応じ生活保護制度等による適切な経済的支援を実施します。	社会福祉課

具体的取り組み	内 容	担当課
④子どもに対する支援	被害者に同伴する子どもの就学等に速やかに対応するとともに、家庭児童相談員等と連携して、子どもの心のケアの支援を行います。	子育て支援課 学務課
⑤精神面での支援	被害者の心の回復に向けて、継続的な女性相談を行います。 また、社会生活への不安を解消できるよう、関係機関と連携して多角的に支援します。	人権・男女共同 参画課
⑥市役所での手続きの支援	被害者が自立するにあたり、必要な市役所での手続きについてワンストップ*4で行えるよう支援します。	人権・男女共同 参画課
⑦必要に応じた同行支援	法的手続き等被害者の自立に向けた活動に対し、必要に応じ同行支援を行います。	人権・男女共同 参画課

\* 4 : 1か所で用事が足りること。1か所で何でも揃うこと。

◆施策11◆ 関係機関との連携協力の推進

具体的取り組み	内 容	担当課
①関係機関との連携会議への参加	児童相談所等、関係機関との連携会議に参加し、情報交換及び連携・協力を図ります。	人権・男女共同 参画課
②担当者連絡会議の開催	被害者支援に関わる職員が共通認識のもと被害者支援が行えるよう、担当者連絡会議を開催します。 また、スーパーバイザー*5による実務研修を実施します。	人権・男女共同 参画課
③関係する地域ネットワークとの連携	警察署等、地域の関係機関である「地域ネットワーク」との連携を図り、被害者支援に努めます。	関係課
④民間支援団体との連携	DV 被害者支援活動を行っている民間団体との連携を図るとともに、市内における民間支援体制づくりについて検討します。	人権・男女共同 参画課

\* 5 : 一般的には、監督・管理・監修を担当する人物をいう。本計画においては、ドメスティック・バイオレンス等の相談業務に造詣が深い指導的立場の相談員をさす。



## 基本目標3

### 男女平等・男女共同参画の意識づくり

#### 施策の方向

- 5 人権尊重の推進
- 6 男女平等意識の啓発
- 7 男女平等教育の推進
- 8 女性の職業生活における活躍の推進

(八潮市女性活躍推進計画)



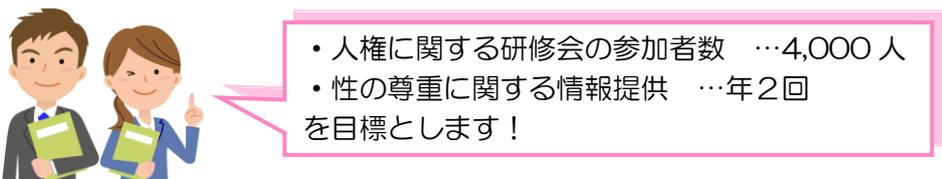
## 施策の方向5 人権尊重の推進



男女共同参画社会基本法の基本理念である人権の尊重は、男女共同参画社会の形成のための極めて重要な課題です。

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる人権侵害を許さないまち、すべての人の人権が尊重されるまちをめざして、さまざまな取り組みを進めていく必要があります。

### ◆施策12◆ 人権尊重の推進

具体的取り組み	内 容	担当課
①人権講座の実施	公民館人権講座や人権・同和教育指導者養成講座などの人権講座を実施し、人権の歴史や現状について理解を深め、あらゆる場で人権尊重の意識の高揚をめざします。	人権・男女共同参画課
②人権侵害防止に関する学習・研修会・啓発活動の推進	人権尊重・男女平等・男女共同参画の意識づくりを推進するため、人権に関する学習、啓発活動を実施します。メディア、インターネット等における女性を対象とした性暴力表現は、女性に対する人権侵害となるものもあり男女共同参画社会の形成を阻害するものであるという観点から、市民のメディア・リテラシー*1を高めるための学習や研修会、啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課 社会教育課
<p>【数値目標】</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関する研修会の参加者数 …4,000人</li> <li>・性の尊重に関する情報提供 …年2回を目標とします！</li> </ul>		
③高齢者、障がい者、外国人等の人権に関する学習・啓発の推進	高齢者、障がい者への差別や虐待の防止、また日本で生活をする外国人への差別や偏見など人権に関する学習や啓発を推進します。	人権・男女共同参画課
④LGBT 等の性的少数者の人権に関する学習・啓発の推進	LGBT 等の性的少数者に対する偏見や人権侵害をなくし、人権に関する学習、啓発を実施します。	人権・男女共同参画課

\*1 : 情報が流通する媒体（メディア）の特性を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達、あるいはメディアから情報を取捨選択して活用する能力。

## 施策の方向6 男女平等意識の啓発



誰もが意欲や希望をもって個性と能力を發揮し、自分らしく生きることができる社会の実現のためには、「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される「固定的性別役割分担意識」を解消し、性別によって働き方や職業の選択肢が狭められることのない男女共同参画の意識づくりが必要です。

### ◆施策13◆ 広聴広報活動の充実

具体的取り組み	内容	担当課
①「広報やしお」を活用した啓発活動の実施	「広報やしお」に男女共同参画事業の案内を掲載するとともに、読者参加型コーナーを設けたり講演会等の啓発活動を実施するなど、男女平等・男女共同参画について意識の高揚に努めます。	秘書広報課 人権・男女共同参画課
②男女共同参画社会実現のための情報提供の充実	男女共同参画情報紙の発行や「八潮女性サロン」の充実によって固定的性別役割分担意識*2の解消に努めるなど、男女共同参画社会実現のための情報提供を充実させます。	人権・男女共同参画課

#### 【数値目標】



・市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」という考え（固定的性別役割分担意識）に同感しないと考える市民の割合 …50%を目標とします！

③ホームページを活用した情報提供の充実	ホームページを活用した関連事業のスムーズな情報提供に努めます。	秘書広報課 人権・男女共同参画課
④男女共同参画推進条例の周知	八潮市男女共同参画推進条例周知のためパンフレット・ポスター等を作成し、男女共同参画社会の実現に努めます。	人権・男女共同参画課

#### 【数値目標】

・研修会参加者の「男女共同参画社会」という用語の周知度 …100%を目標とします！



\* 2 : 性別を理由として役割を固定的に考えること。詳細は巻末「用語の解説」にて記載。

具体的取り組み	内 容	担当課
⑤市民意識調査の定期的実施	市民の男女共同参画に関する実態・意識等を把握するため定期的に市民意識調査を実施し、結果について情報公開を行います。	人権・男女共同参画課

【数値目標】



・市民意識調査における家庭生活中で平等と感じる市民の割合 …50%を目標とします！

◆施策14◆ 講演会・セミナーの充実

具体的取り組み	内 容	担当課
①講演会・セミナーの実施	市民のニーズを反映した、男女平等・男女共同参画に関する講演会やセミナー、出前講座を実施し、男女平等・男女共同参画についての意識の高揚に努めます。	人権・男女共同参画課

## 施策の方向7 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、幼児から高齢者までそれぞれの段階に応じた、親しみやすく分かりやすい事業の推進が必要です。

学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発に努めるとともに、男女ともに自立と思いやりの意識をはぐくみ、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習への取り組みが必要です。

### ◆施策15◆ 家庭・地域における男女平等の推進

具体的取り組み	内 容	担当課
①啓発活動の実施	男女共同参画週間や男女共同参画情報紙の発行により、家庭や地域から男女平等の考え方が広まる機会の実現に努めます。	人権・男女共同参画課
②家庭教育学級の充実	市内各小中学校でPTAや教育委員会等と連携して、さまざまな講座（家庭教育学級）を充実させ、親が子どもとともに学べ、子どもたちがのびのびと個性を発揮できる環境の実現に努めます。	社会教育課

### ◆施策16◆ 学校教育における男女平等の推進

具体的取り組み	内 容	担当課
①人権教育の実施	市内小中学校の教職員を対象に人権教育研修会や人権講座、ワークショップを実施し、教職員の男女平等意識の啓発に努めます。 また、「人権文集」の作成等を通して、児童生徒に人権尊重の啓発を図ります。	指導課
②性教育の推進	保健学習（性に関する指導）及び「いのちの授業（誕生学）」の充実を努め、男女が互いに認め合い、自他への思いやりの心を育む学習を推進します。	指導課 社会教育
③男女平等観に立った進路指導の充実	職業において性別は決して固定的ではないことを認識させるとともに、学校出身者などを招いて体験談をきかせたり、職場体験をさせたりするなどの啓発的体験を通じて、望ましい職業観の形成をめざし、生徒（児童）にとってより良いキャリア形成につなげていくよう努めます。	指導課

◆施策17◆ 社会教育における男女平等の推進

具体的取り組み	内 容	担当課
①社会教育における男女平等教育の推進	市民大学・大学院の実施をはじめ、男女共同参画の視点を取り入れた各種講座の開催やワークショップなどの参加体験型のイベントを行い、男女平等・男女共同参画を進める意識づくりを推進します。	社会教育課

【数値目標】



・市民大学・大学院延べ卒業生数 …600人  
を目標とします！

②地域活動における男女平等学習の実施	地域団体等を対象に、男女平等・男女共同参画に関する学習の機会を提供するとともに、関係団体が自主的に取り組めるように活動の場の提供や情報の提供などの支援を行います。	市民協働推進課
--------------------	---	---------

## 施策の方向8 女性の職業生活における活躍の推進

(八潮市女性活躍推進計画)

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の施行、「労働基準法」の改正等により女性を取り巻く就労環境は、徐々に改善されつつあるものの結婚・出産・子育てにより職場を離れた女性が再就職する環境はまだまだ十分とは言えません。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができ、また多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がその選択において能力を発揮することができるよう、再就職、起業、自営業等においても、女性が活躍できる環境整備を推進する必要があります。

\* 本市においては「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく『八潮市女性活躍推進計画』を、男女共同参画プランに含めて策定しています。

### ◆施策18◆ 女性の職域拡大

具体的取り組み	内容	担当課
①男女雇用機会均等法の周知・普及啓発	男女雇用機会均等法の趣旨や内容の周知に努め、普及啓発を行います。	商工観光課 人権・男女共同参画課
②再雇用の支援 (重点項目)	多様な職種に対する女性の能力発揮の機会を提供するため、労働関係機関などと連携して再雇用支援のための情報提供に努めます。 また、企業や事業主を対象とした講座等を行い、再雇用を促進するよう企業に呼びかけ、積極的に取り組んでいる企業や事業主を支援します。	商工観光課 人権・男女共同参画課
③女性活躍推進に関する啓発 (重点項目) (新規項目)	女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所や市民に対し関係機関が実施する啓発や情報提供を支援し、市内事業所や労働者の相談・助言等に努めます。	商工観光課

◆施策19◆ 就業条件・環境の整備

具体的取り組み	内 容	担当課
①職場環境の改善・整備に対する制度の啓発	女性の働き方改革を促進するため、市内企業に育児期の女性が働きやすい環境改善・整備のため、「育児短時間勤務制度」等、多様な働き方について情報提供を行います。また、従業員の仕事と家庭・地域生活の両立を応援する制度等の情報提供を行います。	商工観光課 人権・男女共同 参画課
②育児・介護休業取得の促進 <small>(重点項目)</small>	男女ともに働きながら育児・介護を両立しやすい環境の整備に向け、関係機関と連携し、企業や事業主に対し育児・介護休業取得の促進に努めます。 また、男性の育児・介護参加や、仕事の相互共有という意識の浸透・定着をめざします。	商工観光課 人権・男女共同 参画課
③労働時間短縮の啓発	男女ともに働きながら家族責任も果たしていくことを支援するため、仕事の量や配分、進め方の見直しを行い、効率的な職場環境をめざし、関係課と連携して企業や事業主を対象とした講座等を行い、事業者（主）へ労働時間短縮についての啓発を行います。 また、必要に応じ、先進事例の紹介や積極的に取り組んでいる企業や事業主のPRに努めます。	商工観光課 人権・男女共同 参画課
④雇用関係各種給付金についての啓発	若年者雇用定着支援事業等、雇用関係の各種給付金制度について啓発を行い、その活用を促進します。	商工観光課
⑤ファミリー・フレンドリー企業の研究	「均等・両立推進企業」表彰などの情報を提供するとともに、均等・両立推進企業の取り組みの調査・研究を行います。	商工観光課

【数値目標】



・労働に関するセミナーの開催 …年3回  
を目標とします！

◆施策20◆ 正規職員以外の働き方をしている人への支援

具体的取り組み	内 容	担当課
①パートタイム労働法等の普及	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(通称：パートタイム労働法)」など関連法の普及啓発に努め、正規職員以外の働き方をしている人への支援を行います。	商工観光課
②パート労働者の正社員化と「限定正社員」の導入についての研究・啓発 (重点項目) (新規項目)	パート労働者の正社員化と、仕事や勤務地、労働時間などを限定して契約できる「限定正社員 <sup>*3</sup> 」導入の関連情報について調査・研究します。	商工観光課
③正社員をめざす女性への支援の充実 (新規項目)	出産・育児により就業にブランクのある女性や、アルバイトやパートから正社員をめざす女性を対象として、身近に職業相談できる「八潮市ふるさとハローワーク」や関係機関と連携しながら、就職に関連する情報提供や講座を開催します。	商工観光課 人権・男女共同 参画課

\* 3 : 仕事内容や勤務地などが限定された正社員。詳細は巻末「用語の解説」にて記載。

◆施策21◆ 農業等に従事する女性の支援

具体的取り組み	内 容	担当課
①農業等に従事する女性の支援	農業等に従事する女性の社会的・経済的地位の向上を目的に「家族経営協定 <sup>*4</sup> 」の締結を促進するとともに、地域農産物加工や販売、6次産業化 <sup>*5</sup> に取り組む女性への情報提供及びその取り組みのPRを通じて、農業等に従事する女性の就業環境の充実を図り経営者としてのキャリア形成を支援します。	都市農業課 人権・男女共同 参画課

【数値目標】



・家族経営協定締結戸数 …15戸  
を目標とします！

②女性の新規就農への情報提供 (新規項目)	農業祭等のイベントで関係課と連携し、女性の新規就農者の育成を目的とした情報提供に努めます。	都市農業課 人権・男女共同 参画課
--------------------------	---	-------------------------

\* 4 : 農家における家族員の平等な経営参画を保障するため、家族員相互間での話し合いによって合意されるルール。協定の内容は各農家で異なる。詳細は巻末「用語の解説」にて記載。

\* 5 : 農林水産物を収穫・漁獲(第一次産業)するだけでなく、加工(第二次産業)し、流通・販売(第三次産業)まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化をめざす経営手法。



## 基本目標4

### いきいきと暮らせる基盤づくり

#### 施策の方向

- 9 仕事と家庭・地域生活の両立支援
- 10 就業支援の推進
- 11 生涯を通じた健康支援の推進
- 12 多様なニーズに応じた育児の支援
- 13 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備



## 施策の方向 9 仕事と家庭・地域生活の両立支援



私たちのライフスタイル\*<sup>1</sup>は、学業、仕事、家庭、育児、介護、地域活動などさまざまな要素から構成されています。固定的な性別役割分担意識を解消し男女共同参画社会を形成していく上では、女性が働くことに加えて男性が家事や育児、介護、地域活動をする事への意識改革を行い、男女ともに自分の望む仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という）が実現できる仕組みづくりが必要です。

また、多様なライフスタイルが成立する社会の実現のためには、個人のニーズに応じたさまざまな支援を考えていくことが必要です。

### ◆施策 2 2◆ 仕事と家庭・地域生活の両立支援

具体的取り組み	内 容	担当課
①仕事と家庭・地域生活の両立のための意識啓発 (重点項目)	仕事と家庭・地域生活の両立のため、「ワーク・ライフ・バランス」の啓発活動を行い、仕事と家庭・地域活動の両立の実現をめざすとともに、ロールモデルの育成やそれらを活用した意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
【数値目標】	 <div style="border: 1px solid pink; padding: 5px; display: inline-block;">                         ・仕事と家庭・地域生活の両立のための啓発活動 …年2回を目標とします！                     </div>	
②仕事と家庭・地域生活の両立のための講座の実施 (重点項目)	仕事と家庭・地域生活の両立を推進するため、仕事と家庭・地域生活の両立に関する講座を開催し、幅広い年齢やさまざまなライフスタイルに応じた情報を提供します。	人権・男女共同参画課

\* 1 : 生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

## 施策の方向10 就業支援の推進

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、本市の経済の活性化に重要な意義をもちます。

結婚・出産による離職と育児が一段落した後の就労の増加による「M字曲線<sup>\*2</sup>」を描く女性の就労環境を、さまざまな就業支援によって変えていくことが必要です。

### ◆施策23◆ 就業支援の推進

具体的取り組み	内 容	担当課
①女性の起業支援施策の充実	創業をめざす人のための新規創業者支援事業の周知に努め、女性の起業を支援し、施策の充実に努めます。	商工観光課
②就業情報の充実	就業に関するセミナー等の情報提供を行い、女性が能力を發揮できる環境づくりを支援するとともに、市広報紙やホームページ等で実際にセミナーに参加した人の声を発信し、参加者の増加を図ります。	商工観光課
③職業訓練に関する情報の提供	市広報紙やリーフレット・ポスターを活用して職業訓練に関する情報提供を行い、女性の就業を支援し、積極的な受講につなげます。	商工観光課
④労働セミナーの開催	商工会、埼玉県との共催による労働法や労働問題に関するセミナーを開催し、労働に関するさまざまな内容について周知・啓発を進めます。 また、参加者の声を市広報紙やホームページ等で発信することで、幅広い層への浸透をめざします。	商工観光課
⑤若年者の就業支援	学卒無業者やフリーター、子どもをもつ女性の就業に役立つよう、若年者就職支援コーナーでの情報提供や講座等を開催します。 また、必要に応じ、先進的な取り組みについて、関係機関と連携しながら紹介します。	商工観光課

\*2：女性の労働力率の推移の特徴をさす。詳細は巻末「用語の解説」にて記載。

◆施策 2 4◆ 就業相談の充実

具体的取り組み	内 容	担当課
①内職相談の充実	事業主からの求人募集に関する情報の収集に努め、内職相談を充実させるとともに、内職先の開拓を行うため事業主に対し市広報紙等での求人掲載を呼びかけます。	商工観光課
②若年者職業相談の充実	若年者の就業を支援するため、キャリアカウンセラーによる職業相談を実施します。	商工観光課

【数値目標】



・若年者職業相談の相談件数 ……33 件  
を目標とします！

## 施策の方向 1 1 生涯を通した健康支援の推進



女性と男性が本来持っている身体的特性を互いに理解し、生涯にわたって健康で安心して暮らしていただけることは、男女共同参画社会の実現の前提となっています。特に、女性は妊娠・出産、更年期などにより、体調に影響を受けやすいため、ライフステージ\*<sup>3</sup>を通じて自らの健康を管理する必要があります。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（「性と生殖に関する健康と権利」）の視点から、自らの性を大切にしながら互いの人格を尊重し合う心豊かな関係を築くため、男女がともに心とからだについて理解を深めることが大切です。

### ◆施策 2 5◆ 生涯を通した健康支援の推進

具体的取り組み	内 容	担当課
①女性の健康相談等の充実	女性が生涯にわたり健康で暮らせるよう、健康相談等を充実させるとともに、事業の一層の周知を図ります。 また、相談を希望する方が利用しやすいよう、受付方法や事業運営について検討します。	健康増進課
②健康管理体制の充実	特定健康診査・特定保健指導を含む健診・保健指導や各種がん検診等を推進するとともに、事業の周知を図り健康管理体制の充実に努めます。	健康増進課 国保年金課

#### 【数値目標】



- ・ヘルシーチェック受診者数 …400人
  - ・乳がん検診受診率 …50%
- を目標とします！

$$\text{乳がん検診受診率 (\%)} = \frac{(\text{現年度の受診者数} + \text{前年度の受診者数} - 2 \text{年連続受診者数})}{(\text{現年度の検診対象者数})} \times 100$$

③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発や各種講座の開催	心身ともに健やかな生涯を送ることができるよう「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関して、妊娠期の女性やカップル、夫婦など、また年齢層別の男女を対象とした各種講座を開催し幅広い人々への啓発に努めます。	健康増進課 人権・男女共同参画課
---------------------------------	--	---------------------

\* 3 : 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

具体的取り組み	内 容	担当課
④健康の増進とスポーツ・レクリエーションの推進	健康でいきいきとした潤いのある生活を実現するために、誰もが気軽にスポーツに親しめるスポーツ教室を実施し、スポーツ・レクリエーションを推進します。	スポーツ振興課

【数値目標】



・スポーツ教室への参加者数 …200人  
を目標とします！

⑤こころの健康づくりの充実	<p>こころの健康づくりについて、ホームページ等で啓発するとともに、心の悩みを持つ市民及びその家族を対象に「こころの健康相談」等を実施し、心と身体の健康を通じて男女の豊かな関係をめざします。</p> <p>また、相談を希望する方が利用しやすいよう、受付方法や事業運営について検討します。</p>	健康増進課
---------------	---	-------

## 施策の方向12 多様なニーズに応じた育児の支援

子育てと介護は、長年女性の役割とみなされてきました。近年では、出産年齢の上昇とともに、親の介護と子育てを同時に行わなければならない「ダブルケア」世帯の増加がみられます。しかし、子育てや介護のなかで「女性にしかできない」ことは必ずしも多くはありません。

共働き家庭においては、保育所から小学校に入学する時点や学童保育所の卒所の時点において子どもを保育できない時間が生じたり、母親が働き方の変更を余儀なくされたりする問題が生じることからも、放課後や夏休みなどの長期休暇における保育環境の確保は、待機児童問題と同様に重要な課題と言えます。

これまで以上に地域による子育て支援が重要となっていく中で、今後は、「待機児童や保育所及び保育士不足の解消・改善」等の課題を高齢社会の課題である「高齢者の活躍」に結び付けるなど、より効果的に男女共同参画社会の実現をめざしていくことが求められています。

### ◆施策26◆ 子育て支援諸施策の充実

具体的取り組み	内 容	担当課
①幼児家庭教育学級の推進	子育て講座など保護者の学習機会を充実させ、発達段階に応じた家庭教育を推進します。	社会教育課
②こども医療費等の支給	家庭生活の安定と子どもの健全育成を促進するため、こども医療費や児童手当を支給します。	子育て支援課
③家庭児童相談室の充実	家庭児童福祉に関する相談に当たり、面接相談、訪問指導等の業務を行って児童問題の解決を図る家庭児童相談室の充実に努めます。	子育て支援課
④児童相談所との連携と児童虐待対策の推進	児童虐待防止のための啓発に努めるとともに、児童虐待の相談、通報があった場合には児童相談所と連携して児童の安全の確保に努めます。	子育て支援課

具体的取り組み	内 容	担当課
⑤ファミリー・サポート・センターの充実	育児の援助を受けたい人と援助をしたい人の会員による相互援助活動組織である「ファミリー・サポート・センター」の円滑な運営をめざします。 また、病児・病後児を対象としたサポートを充実させます。	子育て支援課

【数値目標】



・ファミリー・サポート・センターの利用件数 …2,000件  
を目標とします！

#### ◆施策27◆ 保育サービスの充実

具体的取り組み	内 容	担当課
①保育内容の充実	保護者の就業形態の多様化等による保育需要に対応するため、長時間保育や休日保育など、保育内容を充実させます。	保育課
②0歳児保育・延長保育及び障がい児保育の充実	0歳児保育、延長保育及び障がい児保育の充実を図り、保護者の活動を支援する保育サービスを充実させます。	保育課
③一時預かりの充実	保護者の緊急保育に対応する一時預かりを充実させます。	保育課
④送迎保育の充実	保護者の就業形態の多様化に対応するため、送迎保育を充実させます。	保育課

#### ◆施策28◆ 子育てを支援する施設整備の促進

具体的取り組み	内 容	担当課
①保育所・学童保育所の整備・充実	保育所・学童保育所の整備、充実を進め、子どもたちが健やかに育つ保育施設等としていきます。	子育て支援課
②児童施設等の充実	児童館及び子育てひろばにおいて、児童健全育成及び子育て支援の「場」を提供するとともに、創作活動等の事業を実施します。	子育て支援課

具体的取り組み	内 容	担当課
③公園等の整備の推進	児童の健全育成をめざして、安全・安心に遊べるよう公園等の整備を推進するとともに、地域における世代間交流の場としての公園づくりや、見守りなどを検討します。	公園みどり課 関係課

## ◆施策29◆ ひとり親家庭への支援

具体的取り組み	内 容	担当課
①生活の安定と自立の支援	母子家庭、父子家庭等のひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、相談・情報提供、生活支援の充実などに努めます。	子育て支援課

## 施策の方向 1 3 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備



少子高齢化が進行する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯及び共働き世帯やひとり親世帯など、家族の形態も多様化しています。

本市においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での包括的な支援・サービスの体制（地域包括ケアシステム\*4）の構築を進めています。こうした“地域で支える体制づくり”は、高齢者だけでなく障がいのある人や外国人、LGBT 等性的少数者などにとっても非常に重要であるとともに、働く世代にとっても介護等の負担軽減につながり、男女がともに社会参画を継続するための支援になります。

今後は、女性であることによって複合的に困難な状況に置かれている高齢者、障がいのある人や外国人等に対してのきめ細かな支援と取り組みが必要です。

### ◆施策 3 0◆ 高齢者の介護・生きがいサービスと障がいのある人の自立支援の充実

具体的取り組み	内 容	担当課
①高齢者の社会参加と生きがい活動の推進	シルバー人材センター等関係機関と連携を図り、さまざまな分野での高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者が学習できる体制の充実や老人福祉センター等施設環境の充実に努め、高齢者の生きがい活動を推進します。	長寿介護課
②高齢者在宅福祉サービスの充実	日常生活の支援を必要とするひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等への在宅福祉サービス等の充実に努めます。	長寿介護課
③高齢者や介護に関する理解の促進 (新規項目)	介護中であることが周囲に分かりにくいことで生じる誤解や偏見を防止するため「介護マーク」を配布します。 また、認知症等に関する正しい知識と理解のため、市内小中学校や市民、民間企業等において「認知症サポーター養成講座」を行います。	長寿介護課
④介護保険サービスの基盤整備の促進、地域支援事業の推進	介護保険サービスの提供基盤の整備を促進し、サービスを必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、環境づくりを進めます。 また、地域支援事業の推進により高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり・まちづくりを支援していきます。	長寿介護課

\* 4 : 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを目的とした、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

具体的取り組み	内 容	担当課
⑤介護に関する相談・苦情処理の実施	介護保険や要介護認定、介護サービス等に関する相談窓口を設置し、関係機関とも連携しながら相談、苦情について速やかに解決を図ります。	長寿介護課
⑥障がいのある人の自立支援	障がいのある人ができるだけ住み慣れた地域の中で、その人らしく自立した生活を送れるような住みよい環境の整備と交流の場の充実に努めます。	障がい福祉課
⑦情報提供の充実	在宅福祉、介護保険、障がい福祉サービスについての情報提供の充実のため、当事者のほしい情報に関するニーズを把握し、効果的なパンフレット、チラシの作成・配布に努めます。	長寿介護課 障がい福祉課

◆施策3-1◆ 高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らすための施設・環境整備の促進

具体的取り組み	内 容	担当課
①地域包括支援センターの充実・周知	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、より良い連携体制の構築を図り「地域包括支援センター」を充実させるとともに、市民への周知に努めます。	長寿介護課
②地域活動支援センターの充実・周知	障がいのある人の創作的活動、生産活動、社会との交流の推進の場として「地域活動支援センター」の充実に努めます。 また、施設を特別な場所にしないよう、市民や学齢期にある児童等の訪問やそこでの交流等の機会を設けます。	障がい福祉課
③バリアフリーやユニバーサルデザイン等の視点に立った環境整備の推進 (新規項目)	高齢であることや障がいがあること、また外国人であること等によって活動やコミュニケーションに不便が生じることがないように、バリアフリーやユニバーサルデザイン*5の視点に立った環境づくりを推進します。 また、LGBT 等であることを理由に、さまざまな困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境の整備を推進します。	関係課（全庁）

\*5 : 高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。



## 重点項目・新規項目



### ◇基本目標1 あらゆる分野における男女共同参画の実現

#### 施策の方向1 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の促進

女性の意見を地域社会に反映させていくためには、政策・方針決定過程の場における女性の参画をさらに進めていく必要があります。そこで、女性の意識啓発や人材育成とポジティブ・アクション\*1の採用などの仕組みづくりを進め、審議会等（平成32年度における女性委員の割合：40%を目標）、町会・自治会等地域活動における方針決定過程の場や職場における管理職への登用など、あらゆる政策・方針決定過程の場への女性の参画を促進していきます。

- 【主な取り組み】
- 行政委員会・審議会等への女性の参画促進（重）
  - 女性人材リストの充実（重）
  - 女性職員の人材育成（重）
  - 女性職員の管理職登用（重）
  - 特定事業主行動計画の策定（重）（新）

#### 施策の方向2 家庭・地域への男女共同参画の促進

男性の地域・家庭への参画を進めるためには、意識啓発を行うこととともに、具体的な参画の機会が必要です。そこで、講座や地域の行事などを充実させ、男性が地域社会や家庭に参画しやすい環境・仕組みづくりを進めていきます。

- 【主な取り組み】
- 男性の家事・育児・介護等への参画の促進（重）
  - 町会・自治会等の方針決定の場への女性の登用の促進（重）
  - 男性の地域活動参加の促進（重）

#### 施策の方向3 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野における男女共同参画を実現するには、男女双方の視点が取り入れられるよう、防災に関連する委員会への女性の積極的な参加を促進することが大切です。

女性を対象とした相談窓口の設置など女性の視点を取り入れた災害時の体制整備を進めることが必要です。

- 【主な取り組み】
- 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備（重）
  - 災害時における女性を対象とした相談窓口の設置（重）

\*1：働くことや仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業の自主的な取り組み、それら制度のこと。

## ◇基本目標2 安全・安心な地域社会の実現

## 施策の方向4 配偶者等からの暴力の防止

女性に対する身体的・性的・心理的な暴力を根絶するためには、社会的認識の徹底等の基盤整備を進めるとともに、被害者がいつでも安心して相談できる体制の整備が不可欠です。また、さらなる被害を防ぐため保護の体制づくりも欠かせません。

ドメスティック・バイオレンスをはじめ、働く場におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力を根絶していくために、啓発活動・相談体制を充実させていきます。

- 【主な取り組み】 ・DV防止の啓発（重） ・DV相談の充実（重） ・女性相談の充実（重）  
・男性相談者への支援（新） ・性暴力被害者への支援（新）

## ◇基本目標3 男女平等・男女共同参画の意識づくり

## 施策の方向8 女性の職業生活における活躍の推進

職業生活において女性が十分に能力を発揮するためには、結婚、出産・育児、家族の介護などさまざまなライフ・イベント\*2を迎えた場合でも切れ目のない就労が行えるよう、就労条件や環境の整備を行うことが必要です。

再雇用制度の充実や労働時間を短縮する工夫など、時間と場所を上手く組み合わせた新しい働き方の創出に努めます。

- 【主な取り組み】 ・再雇用の支援（重） ・女性活躍推進に関する啓発（重）（新）  
・育児・介護休業取得の促進（重）  
・パート労働者の正社員化と「限定正社員」の導入についての研究・啓発（重）（新）  
・正社員をめざす女性への支援の充実（新） ・女性の新規就農への情報提供（新）

## ◇基本目標4 いきいきと暮らせる基盤づくり

## 施策の方向9 仕事と家庭・地域生活の両立支援

性別にかかわらず、仕事と家庭・地域生活を両立させていく（「ワーク・ライフ・バランス」）のためには、子育てや介護などをしながら働くことができる仕組みづくりが必要です。

そこで、「子ども・子育て支援事業計画」や「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等とも緊密に連携しながら、育児・介護休業取得の促進や労働時間短縮の啓発などの男性も含めた就業条件・環境の整備をはじめ、保育サービス、介護サービスの充実を推進していきます。

- 【主な取り組み】 ・仕事と家庭・地域生活の両立のための意識啓発（重）  
・仕事と家庭・地域生活の両立のための講座の実施（重）

## 施策の方向13 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

誰もが、安心して暮らすことの出来る環境には、他者に対する思いやりの視点が重要です。ハード面だけでなく、さまざまな場面で、安心して暮らせる環境の整備を推進します。

- 【主な取り組み】 ・高齢者や介護に関する理解の促進（新）  
・バリアフリーやユニバーサルデザイン等の視点に立った環境整備の推進（新）

\*2：誕生や就学、就職、結婚、出産、退職等、人生での出来事（イベント）のこと。



## 数値目標一覧



基本目標	施策名	指標	現状 (平成26年度)	目標値 (平成37年度)
1	政策決定分野における女性の参画	女性委員の割合	31.2%	40%
		すべての審議会等への女性委員選任の割合	79.9%	100%
		女性人材リストの登録者数	94人	120人
		女性管理職の割合	3.7%	30%
2	被害者の早期発見と相談体制の充実	女性相談日	月4回	月8回
3	人権尊重の推進	人権に関する研修会の参加者数	3,001人	4,000人
		性の尊重に関する情報提供	年1回	年2回
	広聴広報活動の充実	市民意識調査における「固定的性別役割分担意識」に同感しないと考える割合	-	50%
		研修会参加者の「男女共同参画社会」という用語の周知度	88.9%	100%
		市民意識調査における家庭生活で平等と感じる市民の割合	-	50%
	社会教育における男女平等の推進	市民大学・大学院延べ卒業生数	329人	600人
	就業条件・環境の整備	労働に関するセミナーの開催回数	年2回	年3回
農業等に従事する女性の支援	家族経営協定締結戸数	13戸	15戸	
4	仕事と家庭・地域生活の両立支援	仕事と家庭・地域生活の両立のための啓発活動	年1回	年2回
	就業相談の充実	若年者職業相談の相談件数	28件	33件
	生涯を通じた健康支援の推進	ヘルシーチェック受診者数	241人	400人
		乳がん検診受診率	22.4%	50%
		スポーツ教室への参加者数	98人	200人
子育て支援諸施策の充実	ファミリー・サポート・センターの利用件数	1,257件	2,000件	

第

5

章

---

## 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

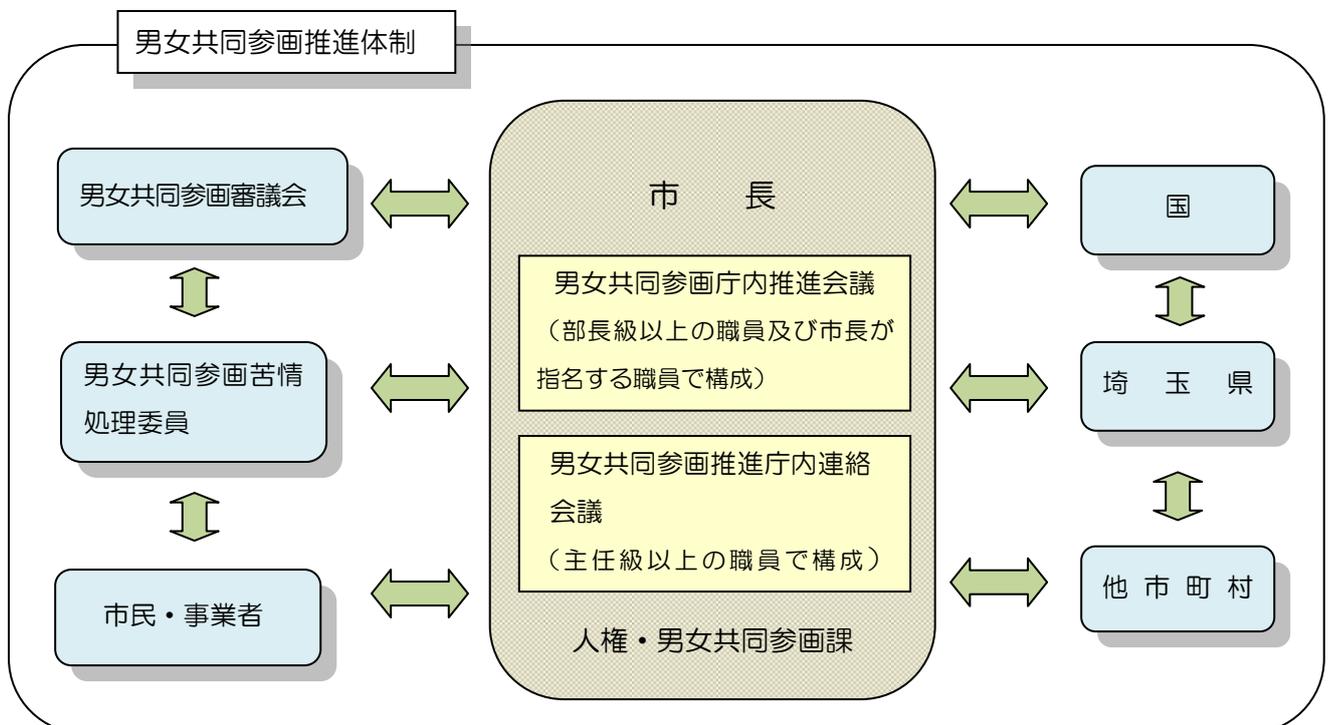
2 計画の進行管理



## 1 計画の推進体制

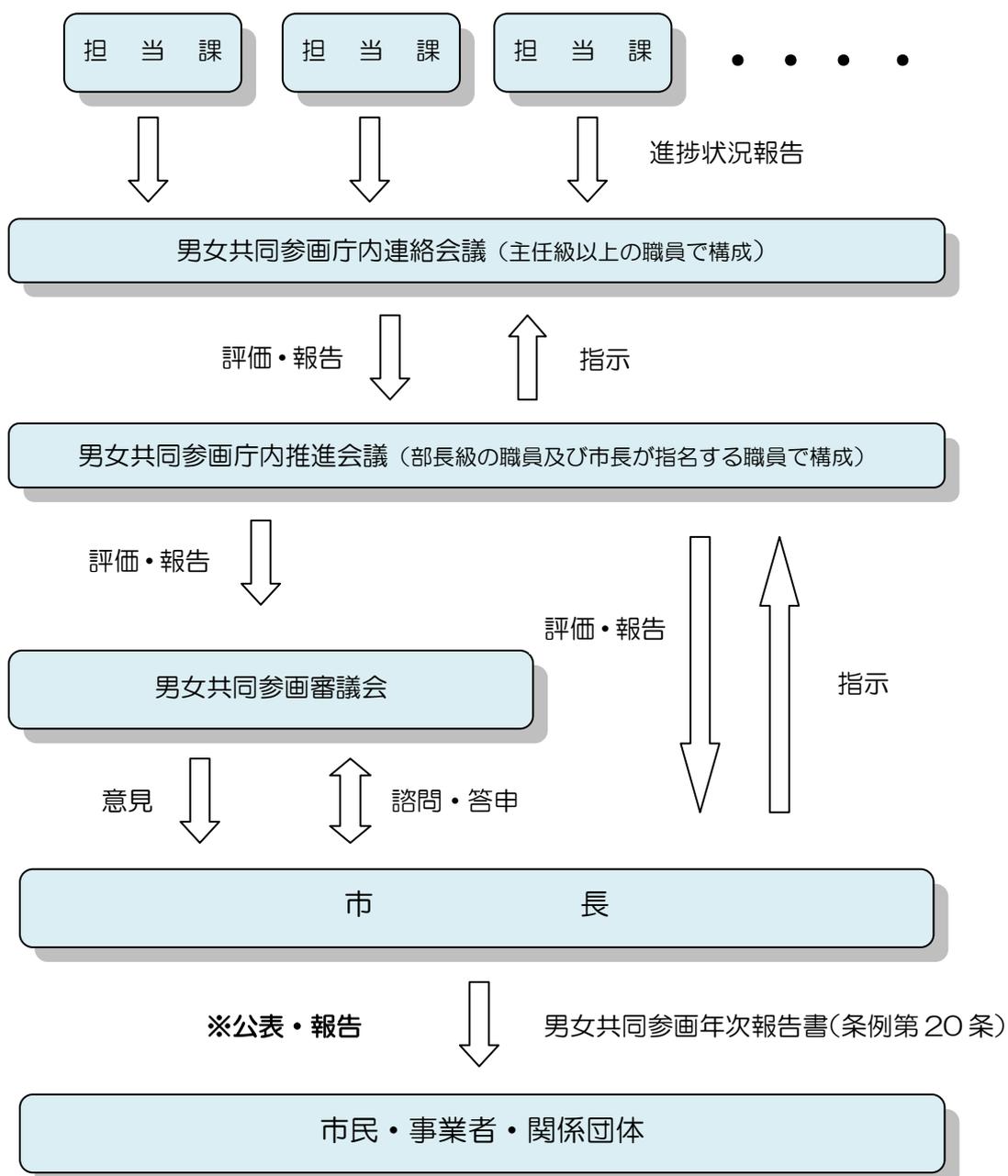
市では、八潮市男女共同参画推進条例に基づき、市、事業者及び市民の協働による男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

- ◆ 市内の推進体制としては、「男女共同参画市内推進会議」及び「男女共同参画市内連絡会議」を置き、関係各課が互いに連絡調整を図りながら計画を推進していきます。
- ◆ 知識経験を有する者、関係団体が推薦する者、公募による市民等から構成する「男女共同参画審議会」を置き、行政と市民が一体となり協働で計画の推進に取り組んでいきます。
- ◆ 国、県及び他市町村との連携により円滑に施策を実施していきます。
- ◆ 市民、事業者からの申出に適切・迅速に対処するため「男女共同参画苦情処理委員」を置きます。



## 2 計画の進行管理

市では、計画を実効性あるものとして推進するために、施策の進捗状況を毎年市民に公表・報告していきます。



# 資料編

## 資料と用語の解説

### 資料目次

1	計画策定の過程	……81
2	男女共同参画審議会委員名簿	……82
3	第4次八潮市男女共同参画プラン市民策定委員名簿	……82
4	男女共同参画庁内推進会議委員名簿	……83
5	男女共同参画プラン推進庁内連絡会議委員名簿	……84
6	諮問及び答申	……85
7	男女共同参画社会基本法	……86
8	八潮市男女共同参画推進条例	……89
9	雇用の分野における男女の均等な機会及び 待遇の確保等に関する法律（抄）	……92
10	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律	……96
11	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	……103
12	用語の解説	……108



## 1 計画策定の過程

年 月	男女共同参画審議会	男女共同参画庁内 推進会議	男女共同参画プラン 推進庁内連絡会議	その他
平成 26 年 2月～3月				プラン策定事前調査 (アンケートの実施)
4月	第1回会議 (4/15) 「第4次八潮市男女 共同参画プランの策 定について」諮問		庁内連絡会議委員の 委嘱 (4/27)	
5月	プラン策定研修会 (5/25)	第1回会議 (5/8) プラン策定研修会 (5/25)	プラン策定研修会 (5/25) 第1回会議(研修後)	プラン策定研修会 (5/25)
6月				市民策定員の募集 (6/10ユニゾン紙上)
7月			市民策定委員・市職員合同ワークショップ 第1回(7/8) 第2回(7/15) 第3回(7/23)	
8月	第2回会議 (8/25)	第2回会議 (8/6)	第2回会議 (8/3)	
9月			第3回会議 (9/24)	
10月	第3回会議 (10/27)	第3回会議 (10/22)	第4回会議 (10/26)	
11月	第4回会議 (11/10)			パブリック・コメントの実施 (11月10日～12月10日)
12月			第5回会議 (12/22)	
1月	第5回会議 (1/19) 「第4次八潮市男女 共同参画プランの策 定について」答申 (1/20)	第4回会議 (1/7)		
2月		庁議付議 (2/4)		
3月				プラン印刷 プラン完成

## 2 男女共同参画審議会委員名簿

	氏名	性別	選任区分	
	戸代谷 伊 祢 男	男	条例第26条第1号 知識経験を有する者	人権擁護委員
◎	秋 山 和 子	女	条例第26条第1号 知識経験を有する者	民生・児童委員
	伊 藤 敏 子	女	条例第26条第1号 知識経験を有する者	学校代表者
○	秋 山 憲 禮	男	条例第26条第2号 関係団体が推薦する者	八潮市商工会
	榎 本 加 代 子	女	条例第26条第2号 関係団体が推薦する者	青少年育成八潮市民会議
	恩 田 圭 幸	男	条例第26条第2号 関係団体が推薦する者	八潮市青耕会
	野 呂 正 利	男	条例第26条第3号 公募による市民	公募
	田 邊 信 代	女	条例第26条第3号 公募による市民	公募

任期：平成26年5月1日～平成28年4月30日

◎は委員長、○は副委員長

## 3 第4次八潮市男女共同参画プラン市民策定委員名簿

臼 倉 和 子
木 村 友 紀 江
高 嶋 か お り
竹 本 美 恵 子
長 岡 理 香



## 4 男女共同参画庁内推進会議委員名簿

(平成27年度)

部 局	氏 名
市 長	大 山 忍
副 市 長	宇 田 川 浩 司
教 育 長	石 黒 貢
まちづくり企画部長	會 田 喜 一 郎
税 財 政 部 長	秋 山 隆
ふれあい福祉部長	遠 藤 忠 義
健 康 ス ポ ー ツ 部 長	前 田 秀 明
健 康 ス ポ ー ツ 部 理 事	小 林 智
くらし安全部長	吉 野 公 一
市民活力推進部長	村 上 誠 弥
建 設 部 長	斎 藤 修 一
都 市 デ ザ イ ン 部 長	高 木 哲 男
会 計 管 理 者	後 藤 尚 彦
水 道 部 長	成 嶋 豊 次
議 会 事 務 局 長	峯 岸 恒 元
監 査 委 員 事 務 局 長	戸 澤 章 人
教 育 総 務 部 長	香 山 庸 子
学 校 教 育 部 長	榎 本 隆
消 防 長	安 藤 一 明
まちづくり企画部副部長	古 庄 真 理 子
健康スポーツ部健康増進課長	大 出 久 美 子
会 計 課 長	友 部 洋 子

## 5 男女共同参画プラン推進庁内連絡会議委員名簿

(平成27年度)

所 属	職 名	氏 名
広聴広報課	主 事	須 藤 実 佳
総務人事課	主 査	本 田 貴 裕
社会福祉課	主 査	天 野 雅 之
長寿介護課	主 事	原 大 裕
子育て支援課	主 任	本 郷 み ず ほ
障がい福祉課	主 査	和 知 香
国保年金課	主 任	近 藤 理 恵
健康増進課	主 任	小 島 美 幸
スポーツ振興課	主 事	稲 田 邦 彦
交通防災課	主 任	清 水 敬 太
市民協働推進課	やしお生涯学習館 館長	奥 村 桂 子
商工観光課	係 長	横 山 道 男
農 政 課	主 任	五 十 嵐 陽 子
都市デザイン課	主 査	福 島 智 也
社会教育課	主 任	坂 口 照 夏
学 務 課	主任指導主事	須 賀 達 也
指 導 課	主任指導主事	菅 野 敦 子
総 務 課	係 長	栗 原 眞 一

(事務局)

人権・男女共同参画課	まちづくり企画部 参事兼課長	菅 原 喜 行
	副 主 幹	田 中 正 子

## 6 諮問及び答申

八潮人権男女発第 18 号  
平成 27 年 4 月 15 日

八潮市男女共同参画審議会  
委員長 秋山 和子 様

八潮市長 大山 忍

### 第 4 次八潮市男女共同参画プランの策定について(諮問)

八潮市男女共同参画推進条例（平成 15 年条例第 26 号）第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、第 4 次八潮市男女共同参画プランの策定について、貴審議会の意見を求めます。

平成 28 年 1 月 20 日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市男女共同参画審議会  
委員長 秋山 和子

### 第 4 次八潮市男女共同参画プランの策定について（答申）

平成 27 年 4 月 15 日付け八潮人権男女発第 18 号で諮問のあった第 4 次八潮市男女共同参画プランの策定について、当審議会において審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、第 4 次八潮市男女共同参画プランの推進にあたっては、特に下記の事項について配慮されるよう付言し、市民、事業者との協働により、積極的に施策を展開することを期待します。

#### 記

- ・地域における女性リーダーの育成に取り組み、男女共同参画を推進してください。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて、女性の働きやすい環境づくりに関する啓発活動を積極的に行ってください。

## 7 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組  
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め  
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動成熟化等我が  
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男  
女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する  
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と  
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現  
を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付  
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の  
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要  
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念  
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地  
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する  
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制  
定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社  
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実  
現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形  
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及  
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社  
会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定める  
ことにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画  
的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構  
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野  
における活動に参画する機会が確保され、もって男女  
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享  
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を  
形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間  
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の  
いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するこ  
とをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として  
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取  
扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する  
機会が確保されることその他の男女の人権が尊重される  
ことを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に  
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等  
を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中  
立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の  
形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、  
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の  
選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとする  
ように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対  
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政  
策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し  
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな  
なければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男  
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族  
の介護その他の家庭生活における活動について家族の一  
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の  
活動を行うことができるようにすることを旨として、行  
われなければならない。

#### (国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお  
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男  
女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな  
なければならない。

#### (国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参  
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」と  
いう。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に  
関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総  
合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共  
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策  
及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施  
策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社  
会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女  
共同参画社会の形成に寄与するように努めなければなら  
ない。

#### (法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画

又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる事。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規

定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 8 八潮市男女共同参画推進条例

平成 15 年 12 月 25 日  
八潮市条例第 26 号

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際社会における取組みと連動しつつ、男女平等の実現に向け様々な取組みがされてきた。また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に、男女平等のための取組みが積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、社会の様々な分野における男女間の格差がみられ、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、女性の人権を踏みにじるドメスティック・バイオレンスによる社会問題など、急速な社会情勢の変化に対応し、わたしたちのまち「やしお」が、生き生きとした活力あるまちとして、発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任も喜びも分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

当市では、家族経営的な製造業が多く、仕事と家庭の中で、重要な役割を担う女性が多い。また、女性に比較して男性の帰宅時間は遅い傾向にあり、家事等における参画が十分でないことから、女性の家庭内負担が大きいことが挙げられる。しかし、このような女性の社会的貢献があるにもかかわらず、必ずしも男女平等は達成されていない状況である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向け、その基本理念を明らかにし、市、事業者及び市民の協働による男女共同参画社会を総合的に推進するため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正す

るため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、積極的に当該機会を提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 主に、夫、恋人その他の親しい関係にある男性から女性に対しての身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。
- (5) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての法人その他の団体をいう。
- (6) 市民 市内に居住し、勤務し、又は学ぶ個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が平等であることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が見直され、男女が互いに平等で相互に尊重する社会を目指すこと。

3 男女共同参画の推進に当たっては、市における政策又は事業者活動の計画の立案及び決定に積極的に参画する機会が確保されることにより、男女が対等で相互に尊重しつつ協働できる社会を目指すこと。

4 男女共同参画の推進は、一方の性に偏りがちだった子育て、家事、介護その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域その他の社会生活における活動に、男女が互いに協力し合いながら責任を持ち活動できることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場からドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他のあらゆる形態の暴力を根絶させることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、生涯を通じて男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関しては女性の身体的機能を配慮して、女性の自己決定が尊重されることを旨として、行われなければならない。

7 男女共同参画の推進に当たっては、国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進を主要な施策に位置付け、総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、事業者、市民、国及び他の地方公共団体と連携及び協力して取り組むものとする。

3 市は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進していくために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進について理解し、及び認識を深めるとともに、事業活動とその他の活動とを両立できる環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進について理解し、及び認識を深め、社会のあらゆる分野において主体的及び積極的に男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを含む、女性に対するあらゆる形態の暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、第23条に規定する審議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、基本計画を必要に応じて見直すものとする。

(積極的格差是正措置)

第10条 市は、社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、事業者及び市民と協力して積極的格差是正措置が講じられるように努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員の委嘱をする場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女間の均衡

を図るように努めるものとする。

(家庭生活及び社会活動の両立支援)

第11条 市は、家庭生活及び社会活動を両立できるように、子育て、介護等の支援を行うように努めるものとする。

(広報啓発活動の充実)

第12条 市は、男女共同参画の推進を図るため、広報活動を充実させ、事業者及び市民の理解を深めるように努めるものとする。

(教育及び学習の充実)

第13条 市は、社会のあらゆる分野における教育及び学習の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントの防止等)

第14条 市は、関係機関との連携を深め、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントの防止並びに被害者支援に努めるものとする。

(男女共同参画の推進に関する活動に対する支援)

第15条 市は、事業者及び市民が男女共同参画の推進に関する活動を行う場合は、情報の提供その他の必要な支援を行うように努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第16条 市は、事業者に対して必要に応じて、男女共同参画の推進に関する報告を求められることができる。

(起業等における男女共同参画の推進)

第17条 市は、起業を目指す女性が能力開発及び経営参画ができるように、情報の提供その他の必要な支援を行うように努めなければならない。

2 市は、商工業の経営又は農業に携わる女性が対等な構成員として経営等に参画できる機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援を行うように努めなければならない。

(拠点施設の設定)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による活動を支援するため、総合的な拠点施設を設置するように努めるものとする。

(意識啓発)

第19条 市は、男女共同参画の推進を図るため、市の職員、教職員、事業者及び市民に対する研修会等を開催し、意識の啓発を図らなければならない。

(年次報告)

第20条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第3章 男女共同参画苦情処理委員

(苦情の処理)

第21条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女共同参画苦情処理

委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民又は事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

(職務)

第22条 苦情処理委員は、前条第2項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前条の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うことができる。

2 苦情処理委員は、必要に応じて、次条に規定する審議会に意見を求めることができる。

#### 第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画を推進するため、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。
- (3) 第22条第2項の規定により、苦情処理委員から意見を求められたときに意見を述べること。

(組織)

第25条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。  
2 前項の委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第28条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### 第5章 補則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第21条の規定は、平成16年10月1日から施行する。

(八潮市附属機関設置条例の一部改正)

2 八潮市附属機関設置条例(昭和57年条例第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)

附 則(平成20年条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 9 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）

（昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号）

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第 2 条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第 3 条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第 4 条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前 2 項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

### 第 2 章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

#### 第 1 節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第 5 条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第 6 条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- (1) 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- (2) 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- (3) 労働者の職種及び雇用形態の変更
- (4) 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第 7 条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第 8 条 前 3 条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第 9 条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後 1 年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

## (指針)

第 10 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第 7 条まで及び前条第 1 項から第 3 項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第 4 項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

## 第 2 節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第 11 条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第 4 項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

## （妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第 12 条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第 13 条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第 4 項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

## 第 3 節 事業主に対する国の援助

第 14 条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

(1) その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状

## 況の分析

(2) 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成

(3) 前号の計画で定める措置の実施

(4) 前 3 号の措置を実施するために必要な体制の整備

(5) 前各号の措置の実施状況の開示

## 第 3 章 紛争の解決

## 第 1 節 紛争の解決の援助

## （苦情の自主的解決）

第 15 条 事業主は、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 12 条及び第 13 条第 1 項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

## （紛争の解決の促進に関する特例）

第 16 条 第 5 条から第 7 条まで、第 9 条、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 102 号）第 4 条、第 5 条及び第 12 条から第 19 条までの規定は適用せず、次条から第 27 条までに定めるところによる。

## （紛争の解決の援助）

第 17 条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## 第 2 節 調停

## （調停の委任）

第 18 条 都道府県労働局長は、第 16 条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要であると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第 2 項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

## （調停）

第 19 条 前条第 1 項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、3 人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があら

かじめ指名する。

第 20 条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第 11 条第 1 項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第 21 条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第 22 条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第 23 条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第 24 条 前条第 1 項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第 2 項の通知を受けた日から 30 日以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第 25 条 第 18 条第 1 項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4 月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

(1) 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

(2) 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第 1 項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第 1 項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第 26 条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第 27 条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第 4 章 雑則

(調査等)

第 28 条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 29 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第 30 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定に違反している事業主に対し、前条第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第 31 条 船員職業安定法(昭和 23 年法律第 130 号)第 6 条第 1 項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第 4 条第 1 項並びに同条第 4 項及び第 5 項(同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 10 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 13 条第 2 項並びに前 3 条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第 4 条第 4 項(同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第 6 条第 2 号、第 7 条、第 9 条第 3 項、第 12 条及び第 29 条第 2 項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第 9 条第 3 項中「労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和 22 年法律第 100 号)第 87 条第 1 項又は第 2 項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 29 条第 2 項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第 18 条第 1 項中「第 6 条第 1 項の紛争調整委員会(以下「委員会」という)」とあるのは「第 21 条第 3 項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第 18 条第 1 項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、

第 19 条から第 27 条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、3人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第 20 条から第 27 条までの規定は、第 2 項の調停について準用する。この場合において、第 20 条から第 23 条まで及び第 26 条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第 21 条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第 26 条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第 27 条中「この節」とあるのは「第 31 条第 3 項から第 5 項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第 32 条 第 2 章第 1 節及び第 3 節、前章、第 29 条並びに第 30 条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第 2 章第 2 節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 4 号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 5 項に規定する隊員に関しては適用しない。

## 第 5 章 罰則

第 33 条 第 29 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 （略）

## 10 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下

この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならな

い。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいすれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
  - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を

用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る

事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情がある

ときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

## 第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則（平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用に

については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄**

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄**

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄**

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- (2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 11 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な

施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活にお

る活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場

合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業

主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標

を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」と

いう。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第7章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)

及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
------------	--

## 理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 12 用語の解説

### ア行

#### ◆育児・介護休業法

正式名称「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

労働者から育児・介護休業の申請があった場合の事業主(使用者)の義務及び育児・介護休業の条件等について定めた法律です。

#### ◆いのちの授業(誕生学)

生まれてきたことが嬉しくなるよう、産み生まれる力を再認識し、自尊感情を育むことを目的にした授業です。

#### ◆SNS(えすえぬえす)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略称です。交友関係を構築するインターネット上のサービスです。

#### ◆M字曲線(えむじきょくせん)

女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことをいいます。

#### ◆LGBT(えるじーびーていー)

性的少数者を限定的に指す言葉。Lesbian(レズビアン：女性同性愛者)、Gay(ゲイ：男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル：両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー：心と体の性の不一致)の頭文字をとった総称です。

#### ◆エンパワメント(Enpowerment)

個人や集団が自分の人生の主人公になれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくことです。

### カ行

#### ◆家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家

族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

#### ◆家庭児童相談員

家庭における児童の福祉について、市民の相談に応じ必要な指導を行う「八潮市家庭児童相談室」の相談員のことです。

#### ◆キャリア・カウンセラー

個人の興味、能力、価値観、その他の特性をもとに、個人にとって望ましいキャリアの選択・開発を支援する専門家のこと。

キャリア・カウンセリングを通じて、相談者が自分らしく生きいきとする仕事を見つけ、働けるよう支援します。

#### ◆協働

異なる組織が共通の目的を達成するために、それぞれの能力を活かし、対等な立場で協力することです。

#### ◆グループ名簿

正式名称「地域で豊かに！グループ名簿」

女性の更なる地域活動への参加促進と、男性へ地域活動の場を積極的に提供すること等を目的に、八潮市で活動する市民団体を紹介しています。

#### ◆限定正社員

仕事内容や勤務地などが限定された正社員。「ジョブ型正社員」「地域限定正社員」と称することもあります。

#### ◆固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、役割を固定的に考えることをいいます。

#### ◆合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

## サ行

◆市民活動コーディネーター

やしお生涯学習館内にある市民活動支援コーナーにおいて、市民活動に関する相談や情報提供等を行っています。

◆市民大学・大学院

市民を対象に、毎年入学者を募り実施している八潮市における社会教育事業の名称。

市民と行政が協働してまちづくりを進めるために学習・研究した内容を、市民に提供することができる人づくりを目的として開催しています。

◆女性人材リスト

八潮市の男女共同参画の推進に関わる個人・団体、専門家を登録した「人材リスト」を作成、各課に提供し、市の審議会・委員会の委員への推薦や情報の提供を行います。

◆スーパーバイザー

一般的には、監督・管理・監修を担当する人物を言います。本計画においては、ドメスティック・バイオレンス等の相談業務に造詣が深い指導的立場の相談員を指しています。

◆セクシュアル・ハラスメント【略称：セクハラ】

「性的いやがらせ」のことで、継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得ます。

## タ行

◆男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

◆男女共同参画審議会

「八潮市男女共同参画推進条例」第 23 条の規定に基づいて設置されている審議会で、市長

の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する調査審議を行うなど本市における男女共同参画の推進を目的とします。10 人以内の委員をもって組織されます。

◆男女共同参画苦情処理制度

「八潮市男女共同参画推進条例」第 21 条の規定に基づいて、男女共同参画の推進に関する市の施策等への苦情について、苦情処理委員が調査を行い、必要に応じて市の機関や関係者に対し助言、意見表明、勧告等を行う制度。

◆男女雇用機会均等法

正式名称「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」

募集・採用・配置・昇進・定年などの性別による差別の禁止やセクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化等が規定されています。

◆地域支援事業

介護保険事業のうち、要支援や要介護になるおそれのある高齢者の介護予防や重度化防止、要介護状態となっても可能な限り地域で自立した生活を営めるよう支援する事業です。

◆地域ネットワーク

さまざまな行政機関や民間事業所等で行っている「地域の見守り」活動などを指しています。

◆地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・医療の向上、福祉の増進、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行い総合的に支援する機関です。

◆特定健康診査・特定保健指導

生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧等から心筋梗塞や脳卒中などの重大な病気にならないよう、生活習慣をより望ましいものに変えるため、40 歳から 74 歳の方を対象に行われる健康診査・保健指導のことです。

◆ドメスティック・バイオレンス【略称：DV】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」。）をい

い、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

一般的には、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いためです。

## ナ行

### ◆二次受傷

「代理受傷」「共感性疲労」「外傷性逆転移」と呼ばれている現象の総称であり、犯罪や災害等の悲惨な体験を負った人の話に耳を傾けることで、自らは体験していなくても被害者と同様の心の傷を負うことです。

### ◆認知症サポーター養成講座

認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するため、厚生労働省が進める「認知症サポーターキャラバン」事業であり、認知症について正しく理解するための講座です。

## ハ行

### ◆パートタイム労働法

正式名称「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」

短時間労働者（パートタイマー）が能力を發揮できる雇用環境を整備し、その働きや貢献に応じた待遇を得ることができる公平な待遇の実現を目指しています。

### ◆パブリック・コメント（意見公募）

市の基本的な方向性を示す計画や行政手続条例に基づき規則などを定めようとする過程で、市民の皆さんが参加できる機会を確保するため、施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続

をいいます。

### ◆パワー・ハラスメント【略称：パワハラ】

職場でのいじめや嫌がらせ行為の総称。法令や判例などによる定着した定義はありませんが、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」は、職場のパワーハラスメントを「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義しています。

### ◆ファミリー・サポート・センター

地域において育児等の援助を受けたい人と援助を行える人が会員となり、育児等について助け合う相互扶助組織で、市区町村が設置します。

### ◆ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業をいいます。

厚生労働省では、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を發揮できる職場環境を促進するため、他の模範となるべき取り組みを行っている企業に対し「均等・両立推進企業表彰」を実施しています。

### ◆ヘルシーチェック

20歳～39歳の市民を対象に、八潮市で行っている健診のことです。

## マ行

### ◆マタニティー・ハラスメント【略称：マタハラ】

妊娠・出産した女性に対する職場でのいじめ、嫌がらせのこと。一時的に仕事ができない場合や育児休暇の取得などを理由とする解雇や減給といった不当な扱いばかりでなく、ことばや態度による嫌がらせもさしています。

◆メンター制度

知識と職場経験を有した社内の先輩職員（メンター）が、後輩職員（メンティ）に対して、個別支援活動を行う制度のことです（厚生労働省（2014）『メンター制度導入・ロールモデル普及マニュアル』）。

職場における人材育成法の一つであり、メンタープログラムともいいます。具体的には、知識や経験の豊かな先輩社員（メンターmentor）と後輩社員（メンティmentee）が、原則として1対1の関係を築き、後輩社員のキャリア形成上の課題や悩みについて、先輩社員がサポートする制度です。

◆モラル・ハラスメント【略称：モラハラ】

言葉や態度によって、相手の人格や尊厳を傷つけることを言います。パワー・ハラスメント同様、法令や判例などによる定着した定義はありませんが、近年メディア等で使われています。

## ヤ行

◆八潮女性サロン

八潮駅前出張所内の女性相談室を利用し、毎月第1木曜日に実施している事業で、女性であれば誰でも自由に参加でき、自由に過ごせる場を提供しています。

◆ユニバーサルデザイン (Universal Design)

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計をいいます。

## ラ行

◆労働基準法

労働条件に関する最低基準を定めた法律で、賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する事項が規定されています。

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの

中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

◆ロールモデル

自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。人は誰でも無意識のうちに「あの人のようになりたい」というロールモデルを選び、その影響を受けながら成長するといわれています。

## ワ行

◆ワークショップ

元々は「仕事場、工房」の意味。また演劇用語としては、①参加者が集団の中で体を動かしたり言葉を口にしたりしながら確認し、完成させていくこと、②あるテーマについて演出家や俳優、また一般参加者も含めて自由に討論し、交流することを言います。

◆ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階におけるニーズに合わせて多様な働き方・生き方を選べる「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が平成19年12月に策定（平成22年6月改定）されています。



## 第4次八潮市男女共同参画プラン

発 行 埼玉県八潮市

編 集 八潮市 企画財政部 人権・男女共同参画課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

電話 048-996-2111 内線(811)

FAX 048-995-7367

ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp>



